

寛文6年の丹後国宮津城受け取りと籠城のロジック

白 峰 旬

はじめに

江戸時代の大名改易時における居城受け取りでは、幕府が上使、目付、城受け取り大名、在番大名などを現地に派遣する“幕府権力の介入”が見られた。従前の研究史⁽¹⁾では、大名改易時における城受け取りの事例研究はいまだ僅少であるため、こうした幕府権力の介入の実態を具体的に明らかにする必要があるとともに、本稿で扱う寛文6年(1666)の宮津藩主京極高国の改易に伴う宮津城受け取りでは、上使の宮津到着以前の段階で、国許の家老5人が開城を指示する京極高国の書状を要求して、実際に籠城する動きが具体化していた点が注目される。結果的には、その後京極高国の書状が国許へ届けられて籠城は実行されなかったが、改易決定後1～2週間の緊迫した状況下、家老たちはどのような理由で籠城しようとしたのか、そして京極家家臣団における籠城への動きの実態や、籠城に同心した家臣たちの心理的要因はどのようなものであったのか、といういわば“籠城のロジック”を具体的に考察することは有意義であると考えられる。

よって、本稿では上使青山幸利の関係史料⁽²⁾により宮津城受け取りの具体的プロセスを検討し、城受け取り大名の1人である松平忠房の関係史料⁽³⁾により籠城のロジックを考察するとともに、『御当家令条』⁽⁴⁾、『武家厳制録』⁽⁵⁾に収録された一次史料(写)の検討をもとに城受け取りの実態を把握したい。

1. 宮津城受け取りの具体的プロセス

「青山家譜」⁽⁶⁾の寛文6年の宮津城受け取りに関する記載箇所の冒頭には、5月3日…宮津藩主京極高国が改易される、5月4日…將軍家綱が青山幸利(摂津尼崎藩主。幕府の奏者番)を上使に、黒川正直(大目付)を副使に任命する、5月12日…江戸を発足(青山幸利、以下同じ)、5月22日…国許の尼崎へ到着、5月26日…尼崎を発足(ただし、下記の詳細部分の記載では5月27日に尼崎を発駕した、とする)、6月5日…宮津へ到着して宮津城に入城し、下知状の内容を論じて京極高国の家臣が城を退去した、6月晦日…宮津を発足(ただし、下記の詳細部分の記載では6月29日に宮津を引き払った、とする)、7月14日…江戸に帰る、7月18日…將軍家綱に拝謁して報告、7月28日…家綱より暇を与えられる、という青山幸利の行動プロセスの概略が記されている。

以下では、「青山家譜」の詳細な記載内容をもとに宮津城受け取りのプロセスについて記すこととする(以下、特に主語を明記しない場合は、上使である青山幸利の動向を記すものとする)。

【寛文6年5月3日】(以下、【 】内の寛文6年の記載箇所については年次を省略する)

宮津藩主京極高国が改易される。この日の昼に瀧川利貞（幕府の御留守居）より青山幸利に対して切紙が到来し、翌4日に登城するようにとの老中土屋数直よりの命が伝えられた。

【5月4日】

登城して將軍家綱より、宮津へ遣わされる「御使」（上使）としての準備をするように命じられた。そのほか、副使には黒川正直、目付には能勢頼宗、西尾政氏、城受け取りには松平康信（丹波篠山藩主）、松平忠房（丹波福知山藩主）、小出吉親（丹波園部藩主）、在番には水谷勝宗（備中松山藩主）、九鬼隆昌（摂津三田藩主）が命じられた（幕府から命じられた宮津城受け取りの派遣メンバーをまとめると表1のようになる）。

【5月10日】

登城して家綱より、宮津へ行き諸事を申し付け、他に宮津へ遣わされた者と相談するように命じられた。そして、御前において、（將軍が発給した上使宛の）黒印状、老中下知状と、城受け取り大名3名、在番大名2名宛の（將軍が発給した）黒印状4通⁽⁷⁾を、大老酒井忠清が（青山幸利に対して）渡した⁽⁸⁾。さらに、（宮津へ行く）準備のために、国許（尼崎）へ赴く暇が家綱より与えられた。

【5月12日】

江戸を発駕して東海道を進み国許の尼崎へ向った。

【5月19日】

四日市（伊勢）での（青山幸利の）旅宿へ、京極高国の家老5人（落合主税助、沢図書、磯谷助右衛門、伊木七郎右衛門、中江民部）が2人の使者（窪田源右衛門、三田村徳右衛門）を（宮津から）遣わしてきた。この際、①（宮津）城を渡すようにという京極高国の書状（「墨附」）が（宮津へ）来ていないので、京極高国の書状が来るように（江戸へ）申し遣わしてほしい、②たとえ、京極高国の書状が来なくても、京極高規（高国の嫡男）が（今回の改易で）預けられた時に「御念頃之上意」があり、そのうえ（京極高国の）残した娘たちのためもあり、第一、御公儀に対して（反逆して）城に立て籠もる考えはない、③城については相違なく渡して、5人の家老は切腹するつもりである、という点を訴えた。

青山幸利は、この要求に対して、①京極高国の書状を伺い、（その書状がない場合は）城を渡しただあとに5人の家老が切腹するつもりであると申し越したことは上使への口上として無礼である、②京極高国の書状がなくても城を受け取るつもりである、③京極高国の書状については、自分（青山幸利）は関知せず、江戸へ何う考えはない、④そもそも京極高国の書状については、公儀から命じることはない、⑤（本来はこうした書状は）家臣が（上使に対して）無礼がないように、「自分之志」によって書状を出して、上使と目付衆へ渡すものであり、老中が家老に（改易された大名の書状を）渡すこともある、⑥たとえ、京極高国の書状を持参していても、上使に対して無礼な口上があれば破り捨てる、⑦（青山幸利は）京極高国の書状に一切関係なく（江戸を）発足した、と返答した。

そして、⑧公儀を大切に思い、京極高国の書状に関係なく城を渡すと（使者を遣わして）申し越したことは尤もである、⑨家老が切腹するというのであれば、「様子」により「申付様」もある、⑩城が「異儀」に及ぶ（籠城のことを指すか？）のであれば、（5人の家老の）切腹はない（だろう）、と青山幸利が述べた。

これに対して、使者は上使の指図次第であると申し上げたので、青山幸利は、目付衆がやがて上京するので（使者が）路次まで出向いて、このことを申し上げるように申し渡した。しかし、使者は早速（宮津へ）帰り、（青山幸利の）返答の内容を家老へ聞かせたいと述べたので、青山幸利は、京都において再び返答を申し渡すので、「御先達」（先発の使者という意味か？）が来るように、と使者に対して述べた。そして、青山幸利は、（京極高国の）家老が26日、27日頃に京都へ迎えに出るように指示した。また、少しでも詳しい事情を知る者を（京極家から）出すことは無用である旨を伝えた。（こうした状況であったため）2人の使者は、「事之外、難儀之躰」に見受けられた。

【5月20日】

土山（近江）に宿泊した。

【5月21日】

大津（近江）へ到着し、すぐに上京して伏見町奉行雨宮正種と会った。この日、草津（近江）へ宮津より2人の使者（川合弥五左衛門、米村庄右衛門）が来たので、夕方に京都において（青山幸利が）2人の使者の口上を聞くことになった。

この口上では次のような経緯が説明された。去る14日（19日の誤記か？）に使者によって申し上げたのは、①宮津城を異儀なく上使へ渡すように、という京極高国よりの書状を取ってきてほしい、②そうでないならば、（城を渡すようにという）上意であり、そのうえ京極高規と（京極高国の）娘共のために、城は異儀なく渡すが、京極高国の書状がないにもかかわらず城を渡しては、「士道之法」がどうであるのか、ということになり、5人の家老は諸事の埒が明いたあと、切腹するつもりである、という点であった。しかし、上使が宮津へ入ったならば城を渡すべき旨の京極高国の書状を、青山幸利へ提出したので、異儀なく城を渡すように、という内容の去る7日付の書状が昨晚（後述の記載によれば5月16日の夜に宮津へ）到来した。よって、上使の御意次第に城を渡すことになり、5人の家老は切腹する必要がなくなったので、最前恐れ多いことを申し上げたため、今回、使者を遣わして（上記の旨を）申し上げることになった、というものであった。

これに対して、青山幸利は、今回の使者の口上が、以前に遣わされた使者の口上の内容と違ってある点に不審感を示したが、使者から、京極高国の近習が（京極高国の）書状を提出したことを記した（5月）7日付の書状が（5月）16日の夜に宮津へ到着したとの説明を受けた。そして、上使の指図次第である、と使者が申し上げたので、京極高国の書状のことを申し含めて、早々に宮津へ帰るように申し渡した。ただし、27日、28日頃に家老1、2人が京都へ出てくるように指示し、（その時に）諸事について申し渡す旨を申し付けた。なお、詳しい事情を知る者を（宮津から）出すことは無用であると指示した。

【5月22日】

この日の朝、京都所司代牧野親成の屋敷において、京都へ到着した城受け取り大名である松平康信、松平忠房、小出吉親と諸事について申し合わせた。そして、牧野親成とも会い、この日の昼に京都を発駕した。未刻(午後2時頃)に伏見へ到着し、そこから乗船して同日夜の子刻(深夜12時頃)に居城である尼崎城に入城した。

【5月23日】

この日、戌の上刻(午後7時頃)に、京極高国の(上使に対して城を渡すように家臣に対して指示した)書状が(宮津へ)到着した⁽⁹⁾、との旨が宮津の(京極高国の)家老から早飛脚にて注進され、その(京極高国の)書状の写が(青山幸利のところへ)届いた。そして、(宮津では)家中屋敷を6月23日までにすべて空ける、との旨が(宮津から)伝えられた。(青山幸利からは)御用について指図するので、京都へ(宮津から)家老が来るように申し渡した。

【5月26日】

目付衆が(江戸から)上京した。

【5月27日】

尼崎を発駕し、この日、夜の戌の刻(午後8時頃)に京都へ到着した。淀(山城)まで(京極高国の)家老2人(沢図書、中江民部)が出迎え、鳥羽(山城)で会った。

【5月28日】

京都における黒川正直(副使)の旅宿で、青山幸利と目付衆、勘定衆が会って用談をおこなった。また、宮津から来た(京極高国の)家老2人を呼び、諸事について申し渡した。さらに、城受け取りの時刻と(宮津城下での)宿割のことについて、城受け取り大名と在番大名の家臣に申し含めた。宿割の御用のため宮津町奉行の西脇甚五右衛門が京都に来て、青山幸利の家臣と対談した。

この日、青山幸利は京都所司代牧野親成のところへ行き、同日夜には、京極高国の家老である沢図書が(京都から)先発して宮津へ赴いた。

【5月29日】

京都を発駕して、戌の中刻(午後8時頃)に山崎(山城)に到着した。青山家の御供の家臣(宮津へ連れて行く家臣)は同日の卯の刻(午前6時頃)に尼崎(摂津)を発足し、昼には郡山(大和)に至り、未の下刻(午後3時頃)に山崎へ到着した。

【6月2日】

卯の刻(午前6時頃)に山崎を発駕し、亀山(丹波)を経て、同日の晩には須知(丹波)で宿泊した。宮津から(京極高国の)家老伊木七郎右衛門が来て、(青山幸利に)拝謁したのちに帰った。

【6月3日】

卯の刻(午前6時頃)に須知を発駕し、生野(丹波)を経て、同日の晩には河守(丹後)で宿泊した。この河守は宮津まで5里(約20km)の距離にあり、副使の黒川正直も、この日、同地に宿泊し、目付の能勢頼宗、西尾政氏もこの日に同地へ到着した。

【6月4日】

この日の晩、城受け取りの諸大名が段々と宮津へ入った。宮津より家老2人（落合主税助、磯谷助右衛門）が（河守へ）来た。（青山幸利が）目付衆と一緒に（宮津城下の）絵図を見て、宿割のことを相談した。この日の夜、（青山幸利が）家臣3人を宮津へ遣わした。

【6月5日】

深夜の丑刻（午前2時頃）に河守を発駕し、巳刻（午前10時頃）に宮津へ到着して、すぐに宮津城へ入城した。副使の黒川正直、目付の能勢頼宗、西尾政氏とともに（青山幸利が）本丸（御殿の）大広間へ出座し、そのほかの役人衆も列席した。そして、（京極高国の）家老と役人を召し出して、（将軍が発給した）黒印状と老中下知状を読み聞かせたほか厳命を伝えた。このあと、（京極高国の）家臣が拝伏して退出した。また、城受け取り大名、在番大名に対しても、（将軍が発給した）黒印状と老中下知状を読ませ、それぞれ宛所の記載がある大名へ渡した。

その後、青山幸利と目付衆がすぐに、二の丸と三の丸を見分した。（この見分の時に、京極高国の）家老が麻の上下を着用して大手口の橋の外へ出迎えた。同日の申の上刻（午後3時頃）に江戸へ宿次によって（宮津城を受け取った旨の）注進をおこなった。

城受け取りについては、この日に松平康信が本丸、松平忠房が二の丸、小出吉親が三の丸をそれぞれ受け取った。

【6月10日】

巳の刻（午前10時頃）に、副使の黒川正直、目付の能勢頼宗、西尾政氏が列座して、家老の落合主税助、磯谷助右衛門を呼び出し、京極高国の3人の息子（奎之助、万吉、松之助）を引き渡した。奎之助は鳥取藩主池田光仲、万吉は岡山藩主池田光政、松之助は宇和島藩主伊達宗利へそれぞれ預けられた。

【6月27日】

松平康信が本丸を引き払った。

【6月28日】

松平忠房が二の丸を、小出吉親が三の丸をそれぞれ引き払った。（以後は）本丸と二の丸の在番として水谷勝宗、三の丸の在番として九鬼隆昌が入った。

【6月29日】

辰の刻（午前8時頃）に青山幸利と黒川正直が共に宮津を引き払い、同日の晩には河守に宿泊した。

【7月2日】

山崎（山城）に逗留し、青山家の御供の家臣（宮津へ連れて行った家臣）を尼崎へ帰した。

【7月3日】

巳の刻（午前10時頃）に、山崎を発駕し、上京して京都所司代牧野親成と会った。

【7月4日】

辰の刻（午前8時頃）に京都を発駕して江戸へ向った。

【7月14日】

江戸へ到着した。

【7月16日】

黒川正直が江戸へ到着した。

【7月18日】

江戸城へ登城して、将軍家綱が御前近くに召して宮津のことについて尋ねたので言上した。そして、老中へも（宮津のことについて）言上した。

【7月28日】

家綱より、国許の尼崎へ赴く暇を与えられた。

【8月12日】

尼崎へ赴くため江戸を発駕した。

【8月28日】

この日の朝、尼崎へ到着し帰城した。

以上の経過をまとめると表2のようになる。上述した宮津城受け取りの具体的プロセスからは、①京極高国が改易された翌日には、宮津へ派遣される幕府側スタッフ（上使、目付、城受け取り大名など）のメンバーが決定した、②京極高国改易の9日後には早くも上使の青山幸利は江戸を発駕した、③宮津城受け取りの12日前に、京都において上使の青山幸利と城受け取り大名の打ち合わせがおこなわれた、④青山幸利は宮津へ行く前に、一旦、国許の尼崎に数日間立ち寄っている、⑤青山幸利は尼崎へ立ち寄る前後に京都において、伏見奉行、京都所司代や宮津へ派遣される城受け取り大名、目付衆、勘定衆と会ったほか、宮津から京極高国の家老を呼び指示を出している（特に、青山幸利は、尼崎に行く前と後、及び、宮津城受け取り後の合計3回、京都所司代と会っており、緊密に連携していたことが窺われる）、⑥5月28日の時点で、宮津城受け取りの時刻まで決まっていた、⑦城受け取り大名が宮津へ入ったのは、城受け取りの前日の夜であった、⑧上使の青山幸利が宮津へ入ったのは城受け取り日当日の午前であった、⑨城受け取り大名が城を引き払った翌日に、上使の青山幸利と副使の黒川正直が宮津を発足した（よって、城受け取り大名が城を引き払ったことを見届けて、上使と副使が発足した、と考えられる）、⑩青山幸利は宮津を発足すると、国許の尼崎へは寄らずに、直接、江戸へ向かった、などの諸点が看取され、上使の青山幸利が宮津城受け取りにおいて中心的役割を果たしたことがわかる。

2. 籠城のロジック（論理）

寛文6年の宮津城受け取りにおいて注目される点は、上述したように、宮津における京極高国の5人の家老が上使の青山幸利に対して、開城を指示する京極高国の書状を要求したことである。上述の「青山家譜」の5月19日条、及び、同月21日条における、家老から青山幸利のところへ派遣された使者と青山幸利との双方の主張をまとめると次のようになる。

家老から派遣された使者は、まず開城を指示する京極高国の書状を要求した。このことは、逆に言えば、京極高国の書状がないと城を渡さないという理屈になる（ただし、「青山家譜」には、「籠城」という文言は全く出てこない）。ただし、その一方で、京極高国の残された子女のために、京極高国の書状がなくても城を渡す、と述べているほか、公儀に対し（反逆して）城に立て籠もるつもりはない、とも述べている。このことから、主家の子供たちのことを家臣の心情よりも優先させている点や、公儀（上意）に対する服従は、京極高国の書状よりも優先する点が見える。

このように、何がなんでも籠城と言っているわけではなく、まず籠城ありき、というわけでもなかった。しかし、京極高国の書状がないのに城を渡すと「土道之法」が成立しないので、城を渡したあとに家老が切腹する、と述べていることには注意したい。この場合の「土道之法」が何を意味するのか、という点については後述するが、家老以外の他の家臣は切腹するとは言っていないので、5人の家老が国許で城を預かる責任者として、城主である京極高国の直接の指示なしに、城を上使に対して引き渡すことに異議を唱えたと見ることができる。

つまり、上使というのは、文字通り將軍の代理人（名代）であるから（そのため將軍発給の黒印状を現地〔宮津〕へ持参している）、上使による城引き渡しの命に逆らうことはできない、という大前提がある一方で、「土道之法」という観点から、京極高国の指示がない状況で城を引き渡すこともできない、というジレンマに5人の家老は陥っていたのであろう。このことが、籠城（城を渡さないこと）をにおわせ、それができないならば、城主の指示なしに城を引き渡した責任をとって切腹する、と主張する一方で、公儀（上意）への服従を理由に城を引き渡すと述べる、という一見矛盾した使者の口上内容になったものと思われる。

これに対する青山幸利の返答としては、京極高国の書状がなくても城を受け取る、と述べているので、開城を指示する京極高国の書状の有無よりも、上使としての権限・職務・権威の方が優先する、という考えであったことがわかる。そして、そもそも改易大名の開城を指示する書状は、幕府から書くように命じる性格のものではなく、改易大名の「自分之志」によって出す性格のものである、と述べていることから、上使から京極高国に対して開城を指示する書状を書くように命じることはできなかったことがわかる。

このように両者の言い分は妥協点が見いだせなかったが、その後の経過として、結果的には京極高国が、上使に対して城を引き渡すことを指示した書状を出したため、家老が切腹する必要もなくなり、城も無事引き渡すことになった。

なお、京極高国の書状が出された前後の日付的推移を時系列にまとめると、京極高国が書状を出したことを記した5月7日付の書状が、同月16日の夜に江戸より宮津に到着したが、同月19日に最初の使者はこのことを知らないまま青山幸利に四日市で会っているの、この使者は同月16日以前に宮津を発足したと思われる。そのため、次の使者が宮津から遣わされて、同月21日に京都において青山幸利に会い、5月7日付の書状が宮津に到着した旨を説明することになった。そして、京極高国の書状そのものが宮津へ到着したことが、同月23日に尼崎にいた青山幸利に対して宮津の家老より注進された。よって、京極高国の書状が宮津に到着したのは同月22日頃であったと推測される。

上記のような、青山幸利へのアプローチとは別に、京極高国の書状が届くまで宮津では籠城に向けての動きが加速していた。このことは「丹後国宮津城請取書付」⁽¹⁰⁾に記載されている「宮津籠城之事」に詳しく記されている。

「宮津籠城之事」によれば、5月13日の夜中に、家老5人が家中の侍をすべて城へ呼び、「今回、当城を渡すことは、京極高国の（開城を指示する）書状（「墨付」）が（江戸から）来ないならば、とても渡すことができないだろう。先に京都（青山幸利が来るのを京都で待つという意味であろうか）へ使者を遣わして京極高国の書状のことについて申し入れることになったが、十中八九は納得されないだろう。そうであれば、我等は是非籠城すべきである。何卒、この度のことに同心してもらえれば、「侍之本望」であり、かつ、（籠城することは）「大守之御恩」のためである」というように申し渡した。

しかし、300人の侍の中には1人も同心する者がいなかったところ、熊谷治郎兵衛、河路長左衛門という2人の物頭が、このことは尤もであると言い張り、誓詞を出した。それ以外の者は、「日頃之不足」や新参等であると言って、かれこれ（逡巡していた）ところへ、板橋安左衛門という中小姓が、「各自がこの（家老の）主張に納得できないのであれば、従わなくてもよいが、「武士之作法」をもととして、天下を引き受けて（城に）籠るならば「侍之望」としてこれに過ぎるものはない。自分は去年この家に来た新参の50石取りの中小姓であるが、この度、（京極高国の開城を指示する）書状を見ずに城を渡しては「浮世之恥辱」を逃れ難い。自分はひたすら城に籠り、討死するつもりである」と言うと、残りの侍の中で尤もであると思った者はこれに従い、籠城に同意した者の数は（5人の家老を含めて）41人であった。

以上が宮津城に籠城しようとした京極家家臣の動向である。家老が宮津城へ家臣を招集した5月13日は、京極高国改易の10日後にあたるとともに、京極高国が書状を出したことを記した5月7日付の書状が江戸から宮津へ届く3日前であった。また、青山幸利が江戸を発駕した翌日であり、家老が遣わした使者が四日市で青山幸利に会って京極高国の書状を要求する6日前にあたる。よって、改易決定後まだ10日しか経過しておらず、開城を指示する京極高国の書状がまだ宮津へ届いていない緊迫した状況下での全家臣招集であった。

この全家臣招集の席上、家老は家臣に対して、開城を指示する京極高国の書状が来ていない状況

で城を渡すことができないので籠城すべきである、という趣旨を説明して、同心の者を募るという形をとっている。この場合、家臣に対して籠城を強制したり命令したりしたのではなく、籠城への同意を広く呼び掛けたという点には注意する必要がある。つまり、京極家の家臣は藩主である京極高国とそれぞれが封建的主従関係にあるのであって、家老といえども京極家の家臣に対して籠城することを命じることはできなかったのである。このことは別言すれば、開城を指示する京極高国の書状さえあれば、家臣が城を明け渡すことは、何の支障もなくおこなわれることを意味していた。

家老は、京極高国の書状が出る可能性はかなり低いという予想を前提として、籠城を主張したわけであるが、籠城に関して「侍之本望」とか「大守之御恩」といった封建制下特有の思想を持ち出している点は興味深い。

こうした家老の呼び掛けに対して、当初は1人も賛同者がいなかったことは、家老が「侍之本望」や「大守之御恩」を標榜しても、籠城することが家臣の間では共通認識として程遠かったことを示している。そして、2人の物頭が賛同して誓紙を出してもなお、日頃の不満（「日頃之不足」）とか、仕官して日が浅いこと（「新参」）など表面的な理由から、籠城への賛意を示さず、もう1人の家臣（板橋安左衛門）が熱弁をふるっても、賛同したのは全家臣数の1割強の人数（41人）でしかなかった。

このように籠城賛成派が家臣の中で少数派にとどまったことは、関ヶ原の戦いから60年以上経過して泰平の世に慣れ、戦争に対する忌避感が家臣の間に蔓延していたというようにも受け取れるし、或いは、籠城して討死することへの恐怖感が根底にあったとも考えられよう。つまり、籠城することは、板橋安左衛門の発言内容からすると、天下を敵に回して籠城し、最終的には討死することを意味しており、籠城した当初から籠城する者たちは勝ち目があるとは全く思っていなかったのである。よって、籠城＝討死という図式が成立することになり、その思想的背景としては、板橋安左衛門が言うところの「武士之作法」が根底にあり、籠城することは最大級の「侍之望」であるという点にあった。この「侍之望」とは、家老が述べた「侍之本望」と同じ意味になり、家老はこれに封建的主従関係（御恩と奉公の関係）における「大守」（＝京極高国）の「御恩」のためという点も付加していた。

前述した「青山家譜」の記載では、宮津からの使者が青山幸利に対して、城を渡すようにという京極高国の書状なしに城を渡すことは「士道之法」としてどうであるのか、と述べたが、この「士道之法」は、板橋安左衛門が述べた「武士之作法」と同義になると思われる。よって、開城せよという城主の指示なしに城を渡すような事態に至っては「武士之作法」が成り立たず、その結果、「浮世之恥辱」から逃れられないので、「武士之作法」を守るために籠城する、というロジック（論理）になるのである。このことから、籠城することによって、「武士之作法」を貫いたことを「浮世」に見せる、というように解釈できる。

このように、籠城することを「浮世」に見せる、という構図は、寛文6年から36年後におこった、元禄15年（1702）の旧浅野家家臣による吉良邸討ち入り事件と酷似しているように思える。谷口眞子氏は吉良邸討ち入り事件と武士道との関係について、武士道の観念は、死を怖れず命を投

げ出すという独特の死生観に裏づけられており、討ち入りは武士道にもとづく忠死であったとし、武士として名誉ある死を社会に見せる方法と観念されていた、と指摘している⁽¹¹⁾。こうした武士道にもとづく忠死を社会に見せるという点は、上述した宮津城籠城に賛同した者の武士道思想（特に板橋安左衛門の発言内容）と共通していた、と見なすことができよう。

ただし、宮津城籠城に関して、武士道思想を体現しようとした者が全体の家臣の中で少数派だったのと同様に、吉良邸討ち入り事件でも実際に討ち入りに参加したのは周知のように47人だけであった。谷口眞子氏の研究によれば、赤穂藩士と士分の子や隠居などを合わせた300数十人のうち、当初は3分の1以上が神文を提出して討ち入りへの参加が期待されていたが、最終的には46人（寺坂吉右衛門は陪臣なので除く）になった、としている⁽¹²⁾。よって、吉良邸討ち入り参加者数は全家臣数の1割強であった、ということになり、上述したように宮津城への籠城参加表明者の全家臣数における割合と同じであったことは注目される。つまり、泰平の世にあって、武士道精神を発揮して討死することはリスクが高すぎたため、それを回避する家臣が多数派であり、逆に実際に（籠城や討ち入りによって）討死と引き換えに武士の名誉を求める、いわばハイリスク・ハイリターンを志向する家臣は少数派として存在した、というように両極化していたことが看取できる。

次に、前掲「宮津籠城之事」の記載をもとに、宮津城へ籠城する意思表示をした家臣の具体的氏名とその理由について見ていきたい（その記載内容を表3としてまとめた）。これは、家老の中江民部が、籠城する意思表示をしたそれぞれの家臣の「申分」を聞いて、それを別の家老の沢図書が筆記した帳面をもとに「宮津籠城之事」に収載されたものである。

表3を見るとわかるように、宮津城へ籠城する理由というのは、全員が必ずしも同じ理由であったわけではなく、分類すると、A…京極高国の開城を指示する書状が届かないことを理由とする（6人）、B…家老の説明に同意したことを理由とする（2人）、C…武士道精神としての立場を理由とする（3人）、D…同族とともに籠城することを理由とする（10人）、E…武功を示したいことを理由とする（1人）、F…封建的主従関係（御恩と奉公）を理由とする（7人）、W…その他の理由（特に理由の説明がないものも含む）（12人）、というようになる。

この中で、W…その他の理由、を除くと、一番多いのが、D…同族とともに籠城することを理由とするケースである。家老3人の子を含む親子関係、或いは、同族関係であるため共に籠城するとしているので、小規模なファミリーを単位として一緒に行動する意識が窺える。特にこの中の3人は共に果てる、という覚悟を述べているので、籠城することによって親子、或いは一族で死ぬ場所と時間を共有することに意義を見いだしていたように思われる。このことは、籠城する公的な意義よりも私的なファミリーとして同じ行動をとることを重要視した結果であり、籠城することは死ぬことを意味すると意識していたこともわかる。このように、ファミリーを単位として一緒に行動する点は、谷口眞子氏が赤穂浪士の吉良邸討ち入りにおいても同様の傾向が看守される点を指摘している⁽¹³⁾。こうしたファミリーを単位として軍事行動（籠城や討ち入りなど）に参加することは、武士集団の本源的な存在形態である惣領制（惣領-庶子）に由来する行動様式なのかも知れない。

次に多いのが、F…封建的主従関係（御恩と奉公）を理由とするケースである。この場合、御恩（或いは、御情、義理など）を強調しているケースが多いので、主君との封建的主従関係における心情的な距離感の近さに起因していることになる。籠城の理由として、大義名分というよりは、主君とのパーソナルな関係を重視したことになろう。例えば、小嶋七郎左衛門は、日頃の御恩は忘れ難く、内々にこのこと（籠城を指す）がなければ、一度、（京極高国の配流先の）南部まで行って御目見したいと思う心底であり、幸いこのこと（籠城）は望むところである、と述べており、主君を慕う家臣の心情を籠城理由にしている。

三番目に多いのは、A…京極高国の開城を指示する書状が届かないことを理由とするケースである。主君（城主）による開城の指示なしに家臣だけの判断で他者に城を明け渡さない、という点では、最も大義名分を正面に出した主張と言えよう。このことは、城主の権限とは何か、或いは、城はだれのものか、という根本的な問題を考えるうえで注目される点であり、最終的には城を明け渡す判断（指示）ができるのは城主一人であるということに帰結することを示している。つまり、筋論において最も明解な主張であり、家老が全家臣を招集した席上でも、この主張を前面に出して同調者を募っている。城を渡さないということは、武士である以上勝ち目がなくても、籠城して武力的に抵抗する姿勢を示す、というロジックになるのである。このロジックには、城主による開城の指示がない場合は、渡さない意思を貫徹させたことを見せることにウエイトが置かれていた。なお、B…家老の説明に同意したことを理由とするケースも、内容的にはAと同じ意味である。

C…武士道精神としての立場を理由とするケースは3人いるが、これは武士道というイデオロギーを前面に出した主張である。城を渡してしまっただけは「侍」が「不相立候」（久保田源右衛門）というように「侍」としての立場を堅持しようとする姿勢や、「侍」は死すべきところで死なないと「天道之御爵」を逃れ難い（天野佐次右衛門）というように、「侍」として籠城して死ぬことが「天道」にかなうとする姿勢が見られる。また、日頃は「御情」はないけれども、「侍之作法」であるのでやむを得ない（不破権兵衛）というように、主君から受けた「御情」は稀薄であっても（その意味では上記Fの立場とは対極にある）、「侍之作法」という立場から籠城する姿勢を示している。この3人に共通するのは「侍」としての立場を強調しており、「侍」とはこうあるべき、という観念的な理想像に自分を近づけようとし、天野佐次右衛門のように「天道」と関連させて武士道特有の死生観を籠城の理由として述べた者もいた。3人の知行高を見ると、久保田源右衛門は700石であり、籠城する意思表示をした家臣41人の中では家老を除いて最も石高が高く、不破権兵衛は300石、天野佐次右衛門は150石というように、中上級家臣ということが出来る。よって、武士道精神を体現しようとした3人は下級家臣ではなく、武士道精神を教養として日頃から身に付けていたと言えよう。

E…武功を示したいことを理由とするケースは寺尾源之丞1人しかいないが、「土之望所」にて、勿論「日頃之弓」をこの時に役に立てるべきと「喜悅不大形候」と述べており、純粹に武功を示そうとしている点が注意される。このように、籠城に際して積極的に武功を立てたいと明確に述べて

いるのが1人しかいなかったのは、泰平の世になり戦乱が非日常化してしまったことの表れであろう。

W…その他の理由については、該当する12人のうち9人は特に籠城理由を明確に説明していない。伊藤三郎右衛門は、籠城理由として「年寄候得共、行掛駄賃と申、籠城仕候」と述べており、行き掛けの駄賃（事のついでに他の事をする）と籠城することがどのような関連があるのか明確ではないが、年寄りであり老い先が短いので籠城して討死にする覚悟である、という意味で述べたのかもしれない。都筑九左衛門は、（自分の）一族がこの中（籠城する予定の人数）に1人も入っていないことを誠に面目ない、としたうえで、自分はこのこと（籠城）に同意する、と述べている。このことは、本来であれば一族（ファミリー）を単位として籠城に参加すべきところ、あえて自分一人で籠城に参加する、というように解釈できるので、上記Dのケースと同質の意識が窺えるとともに、一族が籠城に参加しないことを恥としてとらえていたこともわかる。

このように、籠城する意思表示をした家臣たちも、その理由は一つではなかったことがわかり、それぞれの籠城に対する意識が具体的に理解できて、その点で貴重な記録と言えよう。また、家老がこうした聞き取り調査をおこなった、ということ自体も興味深い点である。

次に、籠城する意思を表明した家臣の格・職と知行高の構成を見ると表4のようになる。表4によれば、家老クラスから無足まで幅広い分布が見られ、家老5人、物頭6人、馬廻7人、無足5人という点が目立っているほか、知行高では200石が10人というように特に多い。この構成を見ると、家老、物頭のような上級家臣が籠城への動きを主導して、200石クラスの馬廻などが中核となり、無足の下級家臣が追従した、ということが読み取れる。特に無足は5人全員が籠城理由として、同族とともに籠城することを理由とした点（上記D）は、追従して籠城しようとしたことの証左になるであろう。

3. 一次史料による検討

寛文6年の宮津城受け取りの関連史料（写ではあるが一次史料）は、『御当家令条』（以下、『令条』と略称する）⁽¹⁴⁾及び『武家厳制録』（以下、『厳制録』と略称する）⁽¹⁵⁾に収録されている。その内容を整理すると表5のようになり、以下において特に注意すべき史料について、個々の史料内容に検討を加えることとする。

【『御当家令条』に収録された関連史料の検討】

『令条』541号（寛文6年5月3日付）は、差出書及び宛所の記載はないが、内容的に見て老中が京極高国に対して出したものと思われ、改易理由を記したうえで、「仕置悪候、依之領知被 召上之」と明記しているので、寛文6年5月3日に京極高国が改易されたことがわかる。

『令条』542号（〔寛文6年〕5月7日付）は、京極高国が宮津の家老5名に宛てて出した書状である。内容としては、「上使之御衆」が（宮津へ）到着する以前に、家中及び町・在々まで騒動がないよ

うに厳しく申付け、上使が到着した時には、「城之儀」は（上使の）指図に任せて早速引き渡すように命じたものである。上記で検討した「青山家譜」によれば、この書状が出されたことにより、家老以下の京極家家臣による宮津城への籠城は取り止めになったことがわかるので、この書状が持つ意義は大きいと言えよう。この書状の日付が5月7日付になっている点は、上記の「青山家譜」において、京極高国の近習が京極高国の（開城を指示する）書状を提出したことを記した書状が5月7日付であった、としている点と符合する。つまり、5月7日（改易の4日後にあたる）には、京極高国の書状が幕府へ提出された⁽¹⁶⁾と同時に、江戸にいた京極家家臣が国許の宮津へ同日中にそのことを急遽報じたことがわかる。この江戸詰家臣の迅速な対応を見ても、開城を指示する京極高国の書状が出されたことの意義がいかに大きなものであったかがわかるであろう。

なお、この書状とは別に、5月10日付の開城を指示する家老4名宛の京極高国書状が、前掲「宮津籠城之事」に収録されている。この5月10日付高国書状は、「城之義」は上使の指図次第に相違なく渡すように命じたものであり、「國中騒動」がないように「仕置」を申し付けるように指示している。よって、内容的には5月7日付書状と大きな違いはないが、5月7日付書状は京極高国が幕府（上使）へ提出したものであり、5月10日付書状は京極高国が直接国許の宮津へ送付したものと考えられる。

『令条』544号（寛文6年5月10日付）は、上使に対して出された5ヶ条の「條々」であり、①万事「法度之趣」を堅く申し付けるべきこと、②喧嘩・口論の禁止、③竹木伐採の禁止、押買・狼藉の禁止、④家臣の武具・諸道具はその身に任せるべきこと、⑤家僕について「非譜代」は主従が相対次第とすべきこと、を規定している。この「條々」が出された寛文6年5月10日は、前出の「青山家譜」で見たように青山幸利が將軍家綱に拝謁した日であり、（上使宛の將軍発給の）黒印状を渡された、としているので、黒印状とはこの5ヶ条の「條々」を指すと考えられる（ちなみに、『厳制録』202号は『令条』544号とほぼ同文であり、日付の下に「御黒印」と記されている）。

この5ヶ条の「條々」（將軍発給の黒印状）は、元禄10年（1697）の津山城受け取りにおいて、同年9月15日付で將軍綱吉が上使・目付宛に出した5ヶ条の「定」とほぼ同文であり⁽¹⁷⁾、大名改易の城受け取りに際して將軍が上使に対して発給する黒印状の文言が寛文期～元禄期には定型化していたことがわかる。

なお、5ヶ条の「條々」において、喧嘩・口論の禁止など上記②、③の条文は、公儀普請に際して將軍が発給する黒印状（普請条目）と共通しており⁽¹⁸⁾、普請条目も5ヶ条のものが多いことから、公儀普請役と大名改易に際しての城受け取り役との軍役としての同質性を指摘することができる。

『令条』545号（寛文6年5月10日付）は、老中4名（板倉重矩・土屋数直・久世広之・稲葉正則）と大老2名（酒井忠清・阿部忠秋⁽¹⁹⁾）が連署して上使に対して出した老中下知状（9ヶ条の「條々」）であり、その中で城受け取りに関係するものは第一、第二、第五、第六の各条である。

第一条では、①京極高国の改易につき、丹後国宮津城受け取りとして松平康信、松平忠房、小出吉親、在番として水谷勝宗、九鬼隆昌を遣わされる、②（宮津へ）到着したならば、本丸は松平康

信、二の丸は松平忠房、三の丸は小出吉親、水谷勝宗、九鬼隆昌が受け取る、③京極高国の家臣が城下を引き払ったうえで、本丸・二の丸は水谷勝宗、三の丸は九鬼隆昌が(在番を)勤め、松平康信、松平忠房、小出吉親は宮津を発足する、というように城受け取り大名と在番大名の役割と行動予定を詳細に規定している。

第二条では、(家臣が宮津城下を引き払ったあとの)家中の空き屋敷の番は、そのところの町人・百姓等を見計らい申し付けるべきことを指示している。

第五条では、家臣が(宮津)城下を引き払うことは、上使と目付が(宮津へ)到着した(日)より、30日を期限とするように命じ、宮津領内に残りたい者には十分調べたうえで残らせ、立ち退く者には先々において違乱なく宿を貸すべき旨の証文を目付より遣わすように指示している。

第六条では、領地については、雨宮忠俊、金丸重久、長谷川正清、河合甚五兵衛に引き渡すように指示し、改めの時に人が必要であれば水谷勝宗、九鬼隆昌の家臣を添えるように指図している。

上記の第一条によれば、城受け取り大名3名以外に、在番大名2名も城受け取り(三の丸)に加わっていること(このことは、在番大名が城受け取り大名よりも時期的にあとに宮津へ来るのではなく、在番大名も城受け取り大名と同様に城受け取り時には宮津へ来ていることを意味している)、京極高国の家臣が城下を引き払ったあとで、城受け取り大名から在番大名への城引き渡しがおこなわれる予定であることがわかる。上述したように「青山家譜」によれば、京極家の家臣は6月23日までに家中屋敷をすべて空ける、と青山幸利に事前に知らせており、実際に城受け取り大名が城を引き払ったのが同月27日~28日であるから、老中下知状の指示通りに履行されたことがわかる。ちなみに、上使と目付が宮津を引き払ったのは同月29日であるから、上使と目付も京極家の家臣が宮津城下を引き払ったあとに宮津を発足したことになる。

上記の第五条に規定されているように、家臣の宮津退去期限が上使と目付の宮津到着日より30日以内という点は、上述したように「青山家譜」によれば、実際に上使が宮津へ到着した日が6月5日であり、京極家家臣が同月23日までに家中屋敷をすべて空けることを青山幸利に事前に通知していることを考慮すると、老中下知状の指示通りに履行されたと思われる。

上記の第六条によれば、勘定方4人⁽²⁰⁾は領地の受け取りのために江戸から宮津へ派遣されたことがわかり、受け取り業務において人手が不足した場合は、在番大名がその家臣を応援人数として出すことになっていたことがわかる。

この老中下知状(9ヶ条の「條々」と、元禄10年の津山城受け取りにおける同年9月15日付の老中下知状(3ヶ条の「条々」)⁽²¹⁾とを比較すると、城受け取り大名、在番大名を規定した箇条や、改易大名の家臣が上使の現地到着より30日以内に城下を引き払うことを命じた箇条は共通している。ただし、領地の受け取りに関する箇条は、宮津城受け取りに際して出された老中下知状では勘定方が領地を受け取るように指示されているのに対して、津山城受け取りに際して出された老中下知状では代官衆が領地を受け取るように指示されている点が異なる。この要因としては、津山城受け取りには代官3人は派遣されているが勘定方は派遣されていなかったことに起因すると思わ

れる。

上述の『令条』544号（將軍発給の黒印状）と『令条』545号（老中下知状）は同日付（寛文6年5月10日付）であり、『令条』544号には「右、可守此旨、其外載下知状者也」と記されていることから、黒印状と老中下知状は1セットの関係にあり、黒印状では墨守事項を概括的（概念的）に記し、老中下知状では具体的に細かい指示を記したととらえられる。この点に関して、笠谷和比古氏は、「將軍の印判状で法令の大綱を示し、老中下知状は細目を載せるという対の関係をなす」としたうえで、「このような対形式で両文書を発給するものの適用対象は、直轄諸城在番、上洛・日光社参供奉、大名改易、寺院法式などの重要項目であった」と指摘している⁽²²⁾。

【『武家厳制録』に収録された関連史料の検討】

『厳制録』200号（〔寛文6年〕5月6日付）は、上記の『令条』542号（〔寛文6年〕5月7日付）とほぼ同文であり、宮津の家老に対して開城を指示した内容であるが、日付が異なるほか宛所の人数も異なっている。日付の違いは1日の違いであり、宛所人数の違いは、『令条』542号が宛所として家老5人の氏名を記載しているのに対して、『厳制録』200号では家老1人の記載がなく、宛所は家老4人になっている。上述の「青山家譜」によれば、5月7日付の書状で京極高国書状が幕府へ提出された旨が国許（宮津）へ報じられているので、5月6日付の『厳制録』200号は、5月7日付の『令条』542号の案文であると推測される。

『厳制録』201号は、幕府から命じられた宮津城受け取りの派遣メンバーを記したものである。『厳制録』201号に記載された派遣メンバーと、前出の「青山家譜」に記載された派遣メンバー（表1参照）を比較すると、「青山家譜」では黒川正直を副使とするが、『厳制録』201号では目付としている点、「青山家譜」に記された代官3名の氏名が『厳制録』201号には記載されていない点以外は同じである。また、『厳制録』201号には、城受け取り大名がそれぞれ担当する曲輪名は記載されていないが、「居住」する曲輪名は記載されている。具体的には、本丸に松平康信、松平忠房、二の丸に小出吉親、三の丸に水谷勝宗、九鬼隆昌が「居住」するように記されている。この場合の「居住」する曲輪とは、城受け取りの日（6月5日）から城受け取り大名が宮津を発足する日（6月27日、28日）までの期間において、城受け取り大名と在番大名が城内に所在する曲輪のことを指していると考えられる。そして、京極高国の家臣が宮津城下を引き払ったあと、本丸・二の丸は水谷勝宗、三の丸は九鬼隆昌が在番すべき旨が記されている。

このほか、『厳制録』201号では、上使、目付、城受け取り大名、在番大名が6月5日に宮津へ到着するように指示している。6月5日とは城受け取りの日であり、上述したように「青山家譜」の記載によれば、実際に城受け取り大名は6月4日の晩に宮津へ入り、上使は6月5日に宮津へ入ったので、上使や城受け取り大名は、この指示通りに動いたことがわかる。

『厳制録』201号には、差出書、年月日、宛所が記載されていないが、内容的に見ると老中が上使、目付、城受け取り大名、在番大名、勘定方に対して出したものと思われ、上述したように「青山家譜」の記載によれば、5月10日に上使や城受け取り大名などへの將軍黒印状が発給されているの

で同日付で出された可能性が高い。6月5日を宮津への到着予定日(到着目標日)とする点は、後掲の『厳制録』207号、208号も同様である。

『厳制録』204号(寛文6年5月10日付)は、將軍家綱が城受け取り大名3名宛に出した黒印状(5ヶ条の「條々」)であり、①今回、丹後国宮津城受け取りとして遣わすので、(宮津へ)逗留中は諸事について上使の指図を受けて処理すること、②喧嘩・口論の禁止、③竹木伐採の禁止、押買・狼藉の禁止、④今回の逗留中、人返しについては一切禁止とする、⑤城中及び屋敷・町等まで火の用心を堅く申し付けるべきこと、を規定している。在番大名2名宛に出した將軍黒印状もほぼ同文である。

この5ヶ条のうち、喧嘩・口論の禁止など上記②、③の条文は、同日付の上使宛の將軍黒印状(前掲の『令条』544号)とほぼ同文である。

城受け取り大名宛の將軍黒印状は、上記の宮津城受け取りに際して出されたものと、天和元年(1681)の高田城受け取り⁽²³⁾、元禄10年の津山城受け取り⁽²⁴⁾、享保10年(1725)の松本城受け取り⁽²⁵⁾に際して出されたものが、ほぼ同文であることから、寛文期～享保期には文言が定型化していたことがわかる。

『厳制録』205号(〔寛文6年〕5月10日付)は、老中4名(板倉重矩・土屋数直・久世広之・稲葉正則)が連署して、城受け取り大名それぞれ(松平康信、松平忠房、小出吉親)に対して出した老中奉書である。内容としては、京極高国改易につき、上使として青山幸利が江戸から遣わされることになり、(それぞれの大名を)宮津城受け取りとして命じるので、青山幸利が「上着」次第に相談をして、それぞれの役高に(対応して)用意をして丹後国へ行くように命じたものである。そして、在番には水谷勝宗、九鬼隆昌が命じられたことを付記している。この場合の「上着」とは、上述のように「青山家譜」の記載によれば、5月22日に京都において青山幸利と城受け取り大名3名が諸事について申し合わせをしているので、青山幸利が江戸から宮津へ赴く途中、京都に到着することを指していると考えられる⁽²⁶⁾。

『厳制録』206号(〔寛文6年〕5月10日付)は、老中4名(板倉重矩・土屋数直・久世広之・稲葉正則)が連署して、在番大名(水谷勝宗)に対して出した老中奉書である。内容としては、京極高国改易につき、上使として青山幸利が江戸から遣わされることになり、城地受け取りとして松平康信、松平忠房、小出吉親が命じられたので、4万石の役高で用意し、青山幸利が「上着」次第に相談をして、宮津において(在番を)勤めるように命じたものである。この老中奉書の宛所に、水谷勝宗と九鬼隆昌の両名が記されているが、九鬼隆昌の下には「是ハ、此節在江戸ニ依て、不及奉書」と記載されている。この意味としては、九鬼隆昌は老中奉書が発給された5月10日の時点で江戸にいたので、この日登城して將軍家綱から直接、宮津城在番を命じられたため⁽²⁷⁾、老中奉書は発給されなかった、というに理解できる。

『厳制録』207号(〔寛文6年〕5月10日付)は、在番大名2名に対してそれぞれ出された老中奉書であり(老中の連署はないが写しであるため省略されたのであろう)、内容的には、宮津への

到着予定日として以前に6月1日に到着するようにと命じたが、同月5日に変更になったことを知らせるとともに、宮津への道筋（進行ルート）は書付（後掲『厳制録』209号を指すと思われる）のように行くことを命じたものである。この場合、5月10日（前掲『厳制録』205号、206号によれば、この日は城受け取り、在番を該当する大名に命じた日にあたる）の時点で、宮津への到着予定日（到着目標日）を6月5日と明確に指示している点は注目される。つまり、改易決定（5月3日）の一週間後にあたる5月10日には城受け取り大名等と宮津到着予定日が決定されたわけで、幕府側の迅速な対応が看取できる。宮津への到着予定日から逆算すると、城受け取り大名は3週間程度で宮津へ赴く行軍編成を完了させないといけないことになり、早急に対応したことがわかる。

『厳制録』208号（〔寛文6年〕5月11日付）は、城受け取り大名3名に対してそれぞれ出された老中奉書であり（老中の連署はないが写しであるため省略されたのであろう）、内容的には前掲『厳制録』207号と同様である（ただし、宮津への到着予定日は6月5日としており、変更の指示はない）。

『厳制録』209号は、「丹州宮津え道筋之覚」と記されており、前掲『厳制録』207号、208号に記されている「書立」（或いは「書付」）のことを指すと考えられる。よって、差出書、宛所、日付の記載はないが、老中が5月10日及び同月11日に城受け取り大名及び在番大名に対して発給したと推測できる。内容的には、福知山通（松平忠房、小出吉親）、田辺通（松平康信、九鬼隆昌）、但馬通（水谷勝宗）というように、城受け取り大名、在番大名の宮津への進行ルートを3ルートに分けて行くように指示したもので、これはそれぞれの藩の所在地と関係すると思われる。

『厳制録』210号は、青山幸利が宮津城受け取りに関する14ヶ条の伺いを記載した「覚」であり、その伺いに対する回答もそれぞれ記載されている。『厳制録』210号には、差出書、宛所、日付の記載はないが⁽²⁸⁾、内容的に見ると、青山幸利が記載したことは明らかであり、老中に対して出したものと思われる。日付については、第一条で宮津城受け取りの期日について伺っている点を考慮すると、上述のように5月10日には宮津到着予定日が決定されているので、青山幸利が記載したのは改易翌日の5月4日から同月9日までであると推測される。とすると、5月4日から同月9日までの時点では、青山幸利はまだ江戸にいたので、老中からの回答は青山幸利が江戸を発足する同月12日までには得られたものと推測される。

『厳制録』210号の内容（14ヶ条の伺いとそれに対する回答）をまとめると表6のようになる。表6を見るとわかるように、14ヶ条の中で宮津城受け取り関連の条項は8ヶ条（第1、2、3、4、5、11、13、14の各条）ある。具体的には、城受け取り日の決定（第1条）、宮津への進行ルートの決定（第2条）、在番大名の家臣による城付武具のチェックと城付武具帳（1冊）の目付への提出（第4条）、在番大名の家臣による城内の金銀銭のチェック⁽²⁹⁾と員数目録帳（1冊）の目付への提出（第5条）、城受け取り大名から在番大名への曲輪（の番所）引き渡し時の順序（第11条）、宮津城受け取りの具体的方法（第14条）などの諸点が記されている。

第1条の城受け取り日の決定はスケジュール上、まず決めなくてはならない日程であり、第2条の進行ルートを分けることは街道での混雑を避ける目的があったのかも知れない。第3条では城受

け取りの時刻は上使が指示する予定になっていたことがわかる。第4条・第5条の城付武具帳・金銀銭員数目録帳の作成と目付への提出は、在番大名の役目として規定されており、この点が、改易大名の城受け取りにおいて当時(寛文期)通例化していたかどうかを検討するうえで注目される。

第11条については、松平康信が本丸、松平忠房が二の丸、小出吉親が三の丸をそれぞれ受け取ったので、本丸→二の丸→三の丸という順番で、城受け取り大名から在番大名への引き渡しがおこなわれる予定であったことがわかる。上述したように、「青山家譜」の記載によれば、6月27日に松平康信が本丸を引き払い、同月28日に松平忠房が二の丸を、小出吉親が三の丸をそれぞれ引き払ったので、実際にその順番で引き渡したことになると思われる。

第14条は、城受け取りの具体的方法として、①城受け取り大名の人数を配置する、②京極高国家臣を城内から退去させる、③京極高国家臣のうち家老・役人だけを連れて、上使青山幸利が本丸へ行く、④青山幸利が本丸で(京極高国の家老・役人に対して)将軍黒印状と老中下知状を読み聞かせる、⑤青山幸利が宛所の面々(具体的には城受け取り大名と在番大名と思われる)へ将軍黒印状を渡す⁽³⁰⁾、⑥その後、順番に各城門の番所を京極家家臣から城受け取り大名に引き渡す、という手順がわかる。この手順については、上述した「青山家譜」の城引き渡し当日(6月5日)の記載内容と合致する。なお、上記④の京極高国の家老・役人に対して読み聞かせる将軍黒印状と老中下知状は、前掲『令条』544号、545号、及び、前掲『厳制録』202号、203号が該当し、上記⑤の城受け取り大名・在番大名へ渡す将軍黒印状は、前掲『厳制録』204号が該当すると考えられる。

青山幸利からの伺いに対して、第14条のようにこうした城受け取りに関する手順を具体的に指示している点を勘案すると、寛文期には改易大名の城受け取りの方法がある程度マニュアル化していたことがわかる。

『厳制録』210号に関連して付言すると、第12条、第13条には「書面」の通りにするように指示されているので、青山幸利が伺いを出す以前に、すでに老中から宮津城受け取り関係の指示書が青山幸利に対して出されていた可能性が考えられ、その指示書のことを「書面」と呼んでいると思われる。そして、青山幸利が指示書(「書面」)を読んでなお不明な点を含めてこの伺いにおいて質問したと推測される。

『厳制録』211号(〔寛文6年〕5月28日付)は、城受け取り大名3名(松平康信・松平忠房・小出吉親)に対して出されたもので、差出書の記載はないものの、その内容から老中奉書であることは明らかである。内容的には、①去る(5月)19日・22日の(城受け取り大名3名からの)書状を披見したこと、②青山幸利が上着して、(5月)22日の朝に牧野親成(京都所司代)の屋敷において(青山幸利と城受け取り大名3名が)対談し、各自がまず在所(国許)へ帰る旨を了解したことが記されている。上記②については、上述したように、5月22日の朝、京都所司代牧野親成の屋敷で青山幸利と上京した城受け取り大名3名が諸事について申し合わせた、とする「青山家譜」の記載と合致する。上記①における5月22日付の書状というのは、この時に決まった事項について老中へ報告したものであろう。上記②にあるように、上使と城受け取り大名3名が一旦京都から

それぞれ国許へ帰って、その後に宮津へ向かうという予定については、上述の「青山家譜」によれば、青山幸利は京都→尼崎（国許）→京都→宮津というように行動しているため、青山幸利についてはその予定通りに動いたことがわかる。

『厳制録』212号（〔寛文6年〕5月日付）は、副使の黒川正直と目付の能勢頼宗・西尾政氏に対して出されたもので、差出書の記載はないものの、その内容から老中奉書であることは明らかである。内容的には、副使と目付が無事上着したかどうか報告を求めたもので、勘定衆もそのように心得るように述べている。よって、副使1人と目付2人が江戸から同一行動によって宮津へ向かったことがわかる。『厳制録』212号には日付が記されていないが、上述の「青山家譜」によれば、目付衆が京都へ着いたのが5月26日であることから、その数日前にあたるのではないと思われる。上述の「青山家譜」によれば、青山幸利は5月12日に江戸を発駕して同月21日に京都に到着しているため、目付衆の京都着が同月26日であるということは、青山幸利よりも遅れて江戸を発足したと考えられる。

『厳制録』213号（〔寛文6年〕6月8日付）は、上使の青山幸利、副使の黒川正直、目付の能勢頼宗・西尾政氏に対して出されたもので、差出書の記載はないものの、その内容から老中奉書であることは明らかである。内容的には、5月26日、同月28日、同月29日の（老中宛の）書状を披見し、紙面の通り（將軍家綱へ）言上したことで、6月5日に宮津城受け取りがおこなわれたであろうことを述べている。上述の「青山家譜」によれば、5月26日は目付が京都に到着した日であり、同月28日は副使の旅宿で上使と目付衆、勘定衆が会って用談をおこなった日である。また、同月29日は上使が京都を発駕した日なので、それぞれの日付でこうした内容を老中へ書状を出して報告していたと考えられる。なお、宛所が上使、副使、目付というように複数宛になっているのは、この奉書が出された6月8日の時点では、城受け取りの関係者はすべて宮津にいたことによるものと思われる。

『厳制録』214号（〔寛文6年〕6月11日付）も、上使、副使、目付に対して出されたもので、差出書の記載はないものの、その内容から老中奉書であることは明らかである。内容的には、（6月）5日の書状を披見し、①同日（6月5日）に宮津へ到着し、巳刻（午前10時頃）に城中を受け取り、本丸において松平康信、松平忠房、水谷勝宗、九鬼隆昌に対して、黒印状、老中下知状を読み聞かせ、所々（の各城門）の番所を受け取ったこと、②京極高国の家老、役人に対して黒印状、老中下知状の内容を申し聞かせたこと、③宮津では別条はなく、火の用心等を堅く申し付けたこと、を了承して（將軍家綱へ）紙面の通り言上したことを伝えている。つまり、城受け取り当日付（6月5日付）の宮津からの状況報告に対する老中からの返書という内容であり、上記①からは、上使、副使、目付が城受け取り当日に宮津へ入ったことがわかる。なお、城受け取り大名、在番大名に対して將軍黒印状と老中下知状を読み聞かせた点については、城受け取り大名である小出吉親の氏名記載がないが、老中奉書の写しを作成する段階で書き落としたのかも知れない。このように『厳制録』214号は、宮津城受け取り当日の状況を具体的に知ることができる、という意味で、後掲『厳制録』

215 号や前掲『厳制録』210 号の第 14 条とともに重要である。

『厳制録』215 号〔寛文 6 年〕6 月 11 日付〕は、城受け取り大名 3 名と在番大名 2 名に対して出されたもので、差出書の記載はないものの、その内容から老中奉書であることは明らかである。内容的には、去る（6 月）5 日の書状を披見し、同日（6 月 5 日）に宮津へ到着し、巳刻（午前 10 時頃）に上使が城中を受け取り、（上使から城受け取り大名へ城を）引き渡す時に、（上使から）黒印状を頂戴し、老中下知状の内容を承って、本丸、二の丸、三の丸の所々の番を勤めたことを了承して、（將軍家綱へ）紙面の内容を言上した旨を伝えている。つまり、前掲『厳制録』214 号と同様に、城受け取り当日の状況報告に対する老中からの返書であり、城受け取り当日の老中への状況報告は上使、副使、目付が連署したものが 1 通と、城受け取り大名、在番大名が連署したものが 1 通であったと考えられる。そして、城受け取り大名、在番大名も上使、副使、目付と同様に城受け取り当日に宮津へ入ったことがわかる⁽³¹⁾。また、城受け取りの手順として、上使が改易大名の家臣から城を受け取り、それを城受け取り大名に引き渡す、という順序であり、上使が城受け取り大名に対して將軍黒印状や老中下知状を渡すことは⁽³²⁾、上使から城受け取り大名へ城を引き渡す時のセレモニーであったことがわかる。

『厳制録』218 号～220 号は宮津城籠城の動きに関する史料である。『厳制録』218 号は、京極高国の家臣 21 名が連署して城受け取り大名の松平忠房と小出吉親の家老へ対して出した書状である。連署者は 21 名であるが、連署の末尾には、これ以外にも連判した者は数多いが急便であるため連署していない、と記している。内容的には、京極高国の改易により、家老たちが籠城をする覚悟をして、城内へ家中をすべて呼び寄せ、京極高国の（開城を指示する書状）が来ないならば城を渡すことはできない、として家臣の考えを聞きたいと述べたことに対して、京極高国の仕置が悪く、家老たちが諫めなかったためますます仕置が（京極高国の）我意に任されるようになり改易になったにもかかわらず、家老たちは「其身之難」を逃れ難く、世間での身の置き所もやり難くなったので、このように籠城を企てたが、この（連署した）面々は「天下様」に対して少しも恨みはないので「不義之者共」（家老のことを指す）に同心しないと記している。

この内容で興味深いのは、改易に至った経緯として、京極高国を諫めなかった家老に責任があるとし、家老はその責任回避のために籠城を企てたと非難している点である。そのうえで、公儀に対しては恨みがないため家老たちの企てによる籠城には同心しないと明言しているが、この中で、家老たちのことを「不義之者共」と痛烈に罵倒している点は注意される。また京極高国の仕置が悪いという点も指摘しており、そこには封建的主従関係におけるこれまでの御恩に対する思いが全く見られず、武士道精神に立脚した籠城への心情も全く述べられていない。

要するに、家老による籠城への動き自体が、家老自身の職責に対する背任行為を隠すためであると非難して籠城へは同心しないと述べているわけで、上述の「宮津籠城之事」で見られた籠城に賛同した家臣とは正反対の立場を取っていたことがわかる。よって、家老による籠城への呼び掛けに対して家臣の間では籠城賛成派と反対派という両極化の反応が見られたことになる。

なお、『厳制録』218号には日付の記載がないが、上述の「宮津籠城之事」によれば、家老がすべての家臣を城へ集めたのは5月13日の夜中であったことと、『厳制録』219号において「今朝言上仕候通」と述べていることから、5月14日付であると考えられる。

また宛所が上使ではなく、城受け取り大名の家老宛になっているのは、5月14日の時点では、まだ上使が江戸を発足して2日後にあたり近距離にいなかったため、丹後国の隣国である丹波国内の藩主であり、かつ、城受け取り大名であった2名の大名の家老に対して、京極家家臣の中には籠城反対派も存在するという現状を急報したのであろう。

『厳制録』219号（〔寛文6年〕5月14日付）は、同218号の続報である。連署者は11名であり、同218号より少ないが、この点は、連署の末尾に急いで申し上げるので加判は不足している、と述べている。連署者11名の内訳は同218号の連署者と同一人物が8名で、新たに3名が加わっている。宛所は同218号と同じである。内容としては、①（5月13日に続いて）本日（5月14日）また家臣がすべて家老のところへ呼ばれて、家老5人より上使青山幸利に対して京都まで使者2人を遣わした、②その使者の口上として、城を渡すようにという京極高国書状を取ってもらうようお願い出るとともに、その書状がなくても籠城する考えはなく、城を渡したあと5人の家老が切腹するつもりである旨を申し上げる、ということが家老から家臣たちに対して説明され、こうした経過を城受け取り大名の家老2名に対して急報したものである。

この家老の説明内容に関しては、上述の「青山家譜」5月19日条の内容と合致する。よって、「青山家譜」の記載内容を考慮すると、この使者は青山幸利に会うため京都を乗り越して四日市まで行って会ったことがわかる。

家老の主張が、籠城していかなる場合も徹底抗戦するという強硬なものではなく、京極高国の開城を指示する書状がなくても城を引き渡すという柔軟な対応である点には注意が必要であろう。こうした判断の要因としては、『厳制録』218号に見られるような籠城反対派家臣の集団行動が関連したのかも知れない。

『厳制録』220号は、籠城同心者55名の連署であり、前掲「宮津籠城之事」に記された籠城同心者41名のうち31名と名前が一致（或いは近似）する。日付の記載はないが、上述のように家老が全家臣を城中へ招集して説明をおこなったのが5月13日であるから、この時に籠城同心者の署名を募ったとすれば日付は5月13日ということになる。

以上のように、『御当家令条』、『武家厳制録』に収録された宮津城受け取りの関連史料は一次史料（写）が中心であり、将軍が上使、城受け取り大名、在番大名に対してそれぞれ発給した黒印状や、老中が上使に対して発給した老中下知状などが収録されているほか、城受け取りの実態を具体的に知ることができる一次史料が多く収録されており、その意味で貴重であると言える。

おわりに

以上のように諸史料の検討によって、寛文6年の宮津城受け取りについてその実態が明確になったが、主要な論点について以下のようにまとめておきたい。

【上使などの派遣メンバーの構成等】

寛文6年の宮津城受け取りでは、幕府から派遣されたスタッフは、上使1名、副使1名、目付2名、勘定方4名、代官3名、城受け取り大名3名、在番大名2名という構成であった(表1参照)。このうち、上使、副使、目付、勘定方、代官は幕吏であり、城受け取り大名、在番大名は大名役である。メンバー構成は、このように大きく2つの性格に分けることができる。上使は將軍の代理人として城受け取りでは中心的役割を果たしたが、大名ではあるものの、上使という役目を「幕府の奏者番」という幕吏として任命されたと考えられる。また、勘定方と代官は城受け取りには直接関係せず、勘定方は領地の受け取りにあたった⁽³³⁾。

城受け取り大名は、丹後国の隣国である丹波国内の3大名である。在番大名は摂津国内の大名と備中国内の大名がそれぞれ1名であり、摂津国は近国といえるが、備中国は近国ではないので、城受け取り大名と比較して、より遠い国の大名が在番大名として命じられたことになる。城受け取り大名の小出吉親と在番大名の九鬼隆昌は陣屋大名なので、陣屋大名であっても城受け取り大名や在番大名に命じられたケースがあったことがわかる。なお、丹後国内には、寛文6年の時点で田辺藩主京極高盛、峰山藩主京極高供も存在したが、宮津城受け取りを幕府から命じられていないので、同族の場合は同国内であっても城受け取りを命じられない原則があったのかもしれない。

城受け取り大名の知行高、役高と受け取る曲輪の関係については、知行高の多い順に本丸、二の丸、三の丸を受け取っている(表1参照)。本丸を受け取った松平康信と二の丸を受け取った松平忠房は役高は同じであるが、知行高では松平康信の方が多い。こうした知行高、役高の多寡と受け取る曲輪の関係については、今後他の事例とも比較して検討していく必要がある。

城受け取り大名、在番大名の軍役装備については表7のようになり、全体的に寛永10年(1633)の幕府軍役規定数⁽³⁴⁾よりも数量的に多い傾向が看取できる。

城受け取り大名に関連して付言すると、実際には宮津へは赴かなかつたが、宮津城受け取りの控役として酒井忠直(若狭國小浜藩主)が命じられたようで⁽³⁵⁾、この場合も丹後国の隣国に所在する大名であった点は注意される。また、城受け取りの控役の任命が通例化していたのかどうかという点については今後検討が必要である。

副使の黒川正直は幕府の大目付であり、大目付がじきじきに現地の宮津へ行ったことは、大目付の本来の職務である“大名監察”という性格を考えた場合、その職務を忠実に履行したことになり、示唆的である。ちなみに、寛文7年の姫路城受け取り⁽³⁶⁾、天和元年の高田城受け取り⁽³⁷⁾でも大目付は現地へ派遣されているので、寛文期～天和期には大目付が城受け取りに直接派遣されるケースがあったことがわかる。ただし、寛文8年の島原城受け取り、元禄10年の津山城受け取り、同

14年の赤穂城受け取り、享保10年の松本城受け取りでは大目付は現地へ派遣されておらず、時代の経過とともに大目付が改易大名の城受け取りに直接派遣されるケースは見られなくなったと考えられる。このことは大目付の性格が、江戸時代中期以降、幕府組織の制度化・安定化に伴い、監察官から次第に幕法伝達や江戸城内における大名席次や礼式取扱いに職務の比重を移していったこと⁽³⁸⁾と関係すると思われる。

改易大名の城受け取りに幕府から派遣されたメンバーの構成について、その後の事例と比較すると、表8のようになる。表8をもとに、その後の事例の時代的推移を考えると、①上使の派遣は時代の経過とともに省略されて派遣されなくなる、②勘定方+代官という派遣の組み合わせは、時代の経過とともに勘定方の派遣が省略されて代官のみの派遣に変化する、③大目付の派遣は時代の経過とともに派遣されなくなる、④派遣メンバーの合計人数は10名以上から時代の経過とともに10名未満の構成に変化する（派遣される合計人数の矮小化）、⑤目付の構成は、使番+使番、使番+書院番+目付、使番+使番+大番、使番+目付+小姓組などの多用な組み合わせから、時代の経過とともに使番+書院番という組み合わせに固定化される、などの仮説が想定でき、そうした変化の時代的境界が元禄期頃であると推測されるが、この仮説の成立の是非については今後より多くの他の事例と比較検討していく中で結論を出していく必要がある⁽³⁹⁾。

【城受け取りのタイムテーブル】

宮津城受け取りのタイムテーブルをまとめると表9のようになる。表9によれば、京極高国の改易決定が5月3日であり、翌日には上使以下の宮津への派遣メンバーが決定したことがわかる。この派遣メンバーの老中奉書等発給による正式決定は同月10日であり、その際、江戸にいた幕吏や大名はこの日直接將軍に拝謁して現地へ赴く暇が与えられ、国許にいた大名は老中奉書発給により城受け取りや在番の役が命じられた⁽⁴⁰⁾。

そして、同月12日には上使の青山幸利が江戸を発足しているの、幕府の対応として、改易決定日から1週間以内に宮津への派遣メンバーを決定し、9日後には上使が宮津へ向けて江戸を発足するというように、初動での素早い対応が注目される。このように幕府側が迅速に対応できた背景には、大名改易時の城受け取りに向けた手順がマニュアル化されていたことによると思われる。

青山幸利の行動をまとめると、江戸（5月10日発足）→京都（5月21日～同月22日）→国許の尼崎（5月22日～同月27日）→京都（5月27日～同月29日）→宮津（6月5日～同月29日）→京都（7月3日～同月4日）→江戸（7月14日着）というようになる。この行動をみると、宮津へ赴く前に京都に合計5日間滞在している点が注意される。京都では、城受け取り大名3名と諸事について申し合わせをしたり（5月22日）、目付衆、勘定衆と会って用談をおこなう（5月28日）など宮津への派遣メンバーとの打ち合わせをおこなったことがわかるが、これは、上述のように城受け取り大名は在国していたため江戸で青山幸利と打ち合わせができなかったためであろう。また、京都では宮津から家老を呼び諸事について申し渡したほか、城受け取り大名と在番大名の家臣に対して城受け取りの時刻や宮津城下での宿割について申し含めるなど（5月28日）、直

接細かい点まで指図を出していることがわかる。このほか、京都所司代と会っているが(5月28日)、京都所司代とは宮津からの帰途にも会っており(7月3日)、その目的は宮津へ赴く前は宮津城受け取りに向けての経過報告であり、帰途には宮津城受け取りに関する結果報告であったと推測されるので、そうした連携という意味で注目される。老中と連絡を取るという点では、城受け取り大名→老中への報告(5月19日、同月22日)、城受け取り大名・在番大名→老中への報告(6月5日)、上使・副使・目付→老中への報告(5月26日、同月28日、同月29日、6月5日)というケースのほか、老中→城受け取り大名(5月28日)、老中→城受け取り大名・在番大名(6月11日)、老中→副使・目付(5月?日)、老中→上使・副使・目付(6月8日、同月11日)というケースも確認できるので、5月中旬～6月中旬にかけて老中への報告と老中の了承という双方向での書状のやり取りがあったことがわかる。このことは、江戸にいる老中が逐一情報を統括的に把握するという目的でおこなわれたのであろう。

青山幸利が宮津城下へ入ったのは城受け取り当日の6月5日であり、以後同月29日まで20日以上滞在しているが、城受け取りの次におこなうべきことは、城受け取り大名から在番大名への城引き渡しであった。その時期的契機としては、『令条』545号の第一条に記されているように、京極家家臣の宮津城下退去以後におこなうように老中下知状で指示されていたが、この期限は、同じく『令条』545号の第五条で、京極家家臣の城下退去期限を上使と目付の宮津到着後、30日以内としているので、7月5日がリミットとして設定されたことになる。しかし、実際には、上述の「青山家譜」で見たように、京極家家臣は6月23日までに家中屋敷をすべて空けると青山幸利へ事前に知らせているので、その日程に従い、同月27日・28日に城受け取り大名が本丸・二の丸・三の丸を引き払い(このことは同月27日・28日に在番大名への城引き渡しがおこなわれたことを意味すると考えられる)、それを見届けて同月29日に上使と副使が宮津を発足したことがわかる。つまり、城受け取り→京極家家臣の宮津城下退去→城受け取り大名から在番大名への城引き渡し→城受け取り大名の宮津発足→上使と副使の宮津発足、という手順で進んだことになる。

以上のように宮津城受け取りのタイムテーブルを見ると、改易決定の約1ヶ月後に城受け取りがおこなわれ、その後1ヶ月以内に上使が現地を発足するというように、改易決定から見て2ヶ月以内に、城受け取りに関係する一連の作業が終了したことがわかる。その後は、次期城主である永井尚政が寛文9年に宮津へ転封されるまでは、在番大名⁽⁴¹⁾と宮津目付⁽⁴²⁾が宮津城を守備・管理した(表9参照)。

上記で明らかになった宮津城受け取りのタイムテーブルと、その後の時代における他の城受け取りの諸例(大名改易のケース)におけるタイムテーブルを比較すると表10のようになる。表10によれば、①上使等の決定日は1例を除く5例は改易決定日の翌日である、②改易決定日と城受け取り日の日数的間隔を見ると、ちょうど1ヶ月後が1例、約1ヶ月後が2例、ちょうど2ヶ月後が1例、約2ヶ月後が2例というように、改易決定日から約2ヶ月以内には城受け取りがおこなわれている、③上使が現地を発足したのは、3例が城受け取り大名が在番大名に城を引き渡した日より

もあとであり、在番大名への城引き渡しを見届けてから現地を発足したことがわかる（逆に考えると、在番大名への城引き渡し前に上使が現地を発足することはなかった、ということになる）、などの諸点が明らかになる。こうした諸点に共通性が見られるということは、寛文期以降、城受け取りのタイムテーブルにおいて、作業進行の所要日数や手順に関して一定のマニュアル化がされていたことを示していると言えよう。

【籠城のロジックとその時代的限界性】

宮津城の籠城問題を考えるうえで注意しなければならないのは、①籠城することだけが唯一の選択肢ではなく、開城という選択肢も当初から想定されていた、②籠城の目的は戦争を起こして勝利することではなく、逆に討死することを覚悟していた、③京極家家臣団がすべて籠城の方向性で意思統一されていたわけではなく、逆に籠城反対派も集団行動をしていた、という点である。

そもそも宮津城への籠城を主導したのは5人の家老であって、その家老たちが全家臣を城内に招集して籠城を呼び掛けたことに端を発している。よって、籠城のロジックというのは、換言すれば、家老たちのロジックであったわけで、上使に対して使者を遣わして、開城を指示する京極忠国の書状を要求する一方で、家臣に対しては京極忠国書状が出される可能性は低いので、それならば籠城しようと呼び掛けたように、本音（籠城への方向性）と建前（京極忠国の書状の要求）を巧みに使い分けていたのである。このことは、上使へ遣わした使者の説明では、開城も選択肢に入れる柔軟な姿勢を見せながら、家臣団に対しては籠城への方向性で意思統一を図ろうとしたことからわかる。

5人の家老が一致して籠城を主導した背景には、改易の原因が親子不和（京極高広が同高国の不忠を幕府へ訴えた）にあり、君臣対立（主君と家老の対立）ではなかったという点も関係していると思われるが、こうした家老主導の動きに反対した家臣も存在したことは注目される。この家老反対派の主張は、上述の『厳制録』218号に明確に述べられている。その主張では、家老たちのことを「不義之者共」と痛烈に非難して、家老による籠城主導計画そのものが家老たちの失政を隠す姑息な手段であるという趣旨のことを述べている。つまり、家老反対派のロジックは、換言すれば籠城反対派のロジックになるわけで、この主張を京極家の家老に対して展開するのではなく、城受け取り大名の家老に対して籠城反対派21名が連署して訴えている。このことは城受け取り大名の家老に対して急報することにより、家中が籠城で意思統一されているのではなく交戦の意思がないことを明確にしたものと考えられる。

このように、京極家家臣団は家老の主張に同調する籠城同心派と、家老の姿勢を非難する籠城反対派に二極化しており、両派の人数を考慮すると、それ以外にいずれにも属さない中間派の家臣も存在していたことになる。こうした現実を考えた場合、籠城についてはその実効性が稀薄になったと言わざるを得ず、結果的には江戸から開城を指示する京極高国の書状が宮津へ届いて籠城は取り止めになった。

谷口眞子氏は、元禄14年の赤穂城受け取りに関連して、「主君の敵を討つ、あるいは籠城するのは、

亡き主君のためではあるが、それは同時に自分自身の面目のためでもあった⁽⁴³⁾と指摘しているが、今回の宮津城籠城への動きも家臣たちが、主君の指示なくして城は渡さないという、武士の面目を社会に見せる、いわば世間に対する一種のパフォーマンス(籠城するポーズを見せること)であったと見ることもできよう。その意味では、籠城のロジックはあくまで京極家家中の論理であって、幕府から派遣される上使としては関知しない理屈であった。よって、上述の「青山家譜」の記載で見たように、上使の青山幸利の立場からすれば、京極高国の書状がなくとも城を受け取るつもりである、とか、たとえ京極高国の書状を持参していても、上使に対して無礼な口上があれば破り捨てる、というレベルの扱いにしかならなかった。

従って、籠城のロジックというのは、京極家家中の中で完結する論理でありながらも、籠城のロジックが家中の総意にならなかった点に戦争が恒常化していなかった当時の時代的限界性を読み取ることができる。そして、このことは、元禄14年の赤穂藩主浅野長矩改易以後、赤穂城籠城や吉良邸討ち入りが浅野家家中の総意にならなかった点と同質性を有するものであると見なすことができよう。

主要な論点をまとめると以上のようになるが、寛文6年の宮津城受け取りに関して、その史的意義を総括すると、籠城は実現しなかったものの、京極高国の開城を指示する書状が宮津へ届くまでは、実際に籠城への動きが具体化していたのであって、籠城同心派及び籠城反対派それぞれの家臣名が把握できるとともに、その心理的要因が史料的に明確になる、という点で稀有な事例であると位置付けることができる。

【註】

- 1 大名改易時における城受け取りに関する論考としては、笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、1993年)における「第十章 大名改易論」の「第三節 大名改易の実現過程」の中の「(二)戦争行為としての城地受取り」、拙稿「天和元年の越後国高田城受け取りについて」(『史学論叢』37号、別府大学史学研究会、2007年)、長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて—平戸藩による島原城受け取りを例に—」(織豊期研究会第43回報告会での発表レジュメ、2005年9月20日、於：愛知県中小企業センター)、拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」(『史学論叢』36号、別府大学史学研究会、2006年)、生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察—受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造—」(『日本建築学会計画系論文集』523号、日本建築学会、1999年)、北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」(『松代—真田の歴史と文化—』3号、真田宝物館編集、長野市教育委員会松代藩文化施設管理事務所発行、1990年)などがある。本稿で扱う寛文6年の宮津城受け取りの事例については、前掲・笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(320～321頁)で触れられているが、本稿では「はじめに」で述べた視角から考察を深めていきたいと思う。

- 2 梅窓院蔵「青山家譜」（『宮津市史』史料編2巻、宮津市役所、1997年）。
- 3 島原城蔵「丹後国宮津城請取書付」（前掲『宮津市史』史料編2巻）。
- 4 石井良助校訂『近世法制史料叢書』第2（創文社、1959年）。
- 5 石井良助校訂『近世法制史料叢書』第3（創文社、1959年）。
- 6 前掲註（2）に同じ。
- 7 城受け取り大名3人と在番大名2人を合計すると5人であり、酒井忠清が青山幸利に渡す黒印状は本来5通のはずであるが、黒印状を4通しか渡さなかった理由は、在番大名2人のうち九鬼隆昌は5月10日に登城して將軍家綱より在番のことを命じられて（宮津へ赴くための）暇を賜っている（『徳川実紀』4編〈新訂増補国史大系〉、吉川弘文館、1931年、571頁）、九鬼隆昌はこの時に黒印状を渡されたと考えられ、そのため九鬼隆昌に対する黒印状1通は酒井忠清が青山幸利に渡さなかったためと考えられる。よって、残りの城受け取り大名3人と在番大名1人は5月10日の時点では在国して江戸にいなかったため、青山幸利が受け取って宮津で渡すことになったのであろう。ちなみに、5月10日には、黒川正直、能勢頼宗、西尾政氏も登城して將軍家綱より（宮津へ赴くための）暇を賜っている（前掲『徳川実紀』4編、571頁）。
- 8 上使宛の將軍黒印状は『御当家令条』544号（263頁）、『武家嚴制録』202号（82頁）、上使宛の老中下知状は『御当家令条』545号（263～264頁）、『武家嚴制録』203号（82頁）、城受け取り大名宛の將軍黒印状、在番大名宛の將軍黒印状は『武家嚴制録』204号（82～83頁）に収録されている。
- 9 後述のように、開城を指示する京極高国書状は（寛文6年）5月6日付（『武家嚴制録』200号）、5月7日付（『御当家令条』542号）、5月10日付（前掲「丹後国宮津城請取書付」所収）の3種がある。そして、5月6日付は案文、5月7日付（京極高国が上使の青山幸利へ提出したもの）、5月10日付（京極高国が直接国許の宮津へ送付したもの）が正文と考えられるので、この場合の宮津へ到着した京極高国書状というのは5月10日付のものであると思われる。なお、京極高国書状が宮津へ到着した日付は「青山家譜」には記されていないが、前掲「丹後国宮津城請取書付」（前掲『宮津市史』史料編2巻、179頁）によれば5月20日であった。
- 10 前掲註（3）に同じ。
- 11 谷口眞子「赤穂浪士にみる武士道と「家」の名誉」（『日本歴史』650号、吉川弘文館、2002年）。
- 12 谷口眞子『赤穂浪士の実像』（吉川弘文館、2006年、109頁）。
- 13 谷口氏は、四十七士のうち、単独で討ち入りに参加した者は21人、残りの26人（55%）は親子あるいは何らかの親族関係を持っていると指摘し、「家」・親族といった要素が彼らの行動に影響を及ぼしたと考えられる、と論及している（前掲・谷口眞子「赤穂浪士にみる武士道と「家」の名誉」）。
- 14 前掲註（4）に同じ。

- 15 前掲註(5)に同じ。
- 16 青山幸利が江戸を発駕したのは、上述したように5月12日であるから、同月7日に幕府へ提出された京極高国書状の存在を関知しているか、或いは、宮津へ赴く際に持参していくべきであろうが、上述のように「青山家譜」の記載によれば、5月19日の時点で青山幸利は京極高国書状について関知していない、と明言している。よって、なんらかの事情により(その詳細な理由は不明であるが)、青山幸利は京極高国書状の存在を知らないまま(或いは、他の幕府関係者から知らされないまま)江戸を発足したのであろう。
- 17 『津山城 資料編Ⅱ』(津山市教育委員会編集・発行、2001年、89頁)。
- 18 拙稿「近世初期の城普請における法度」(拙著『日本近世城郭史の研究』、校倉書房、1998年)。
- 19 阿部忠秋は寛文6年3月29日に老中を退任しており(『新訂寛政重修諸家譜』第10、続群書類従完成会、1965年、363頁)、その後、大老に就任したことに関しては否定的見解が出されている(美和信夫『江戸幕府職制の基礎的研究』、広池学園出版部、1991年、94～96頁)。しかし、この老中下知状のような正式文書に、単なる老中退任者(つまり、元老中)が連署するとは考えにくいので、大老という立場から連署したと考えた方が妥当ではないだろうか。ちなみに、美和氏は、上述のように阿部忠秋の大老就任には否定的であるものの、『徳川実紀』寛文7年12月28日条に「又酒井雅楽頭忠清、阿部豊後守忠秋の二大老に(後略)」という記載があることを指摘している。
- 20 勘定方4人のうち、雨宮忠俊について、「寛政重修諸家譜」は宮津において5月28日に死去した(「御使に副て丹後国宮津に赴く。(五月)二十八日彼地にをいて死す」、『新訂寛政重修諸家譜』第16、続群書類従完成会、1965年、294頁)としている。しかし、上使の青山幸利は5月28日の時点で京都にいていまだ宮津へは到着していないので、この点を考慮すると、雨宮忠俊は宮津へ到着する前に客死したと考えられる。
- 21 前掲註(17)に同じ。
- 22 笠谷和比古『近世武家文書の研究』(法政大学出版局、1998年、86頁)。笠谷氏は、將軍印判状と老中下知状の様式面での有機的関連が見られるようになるのは寛永期頃からである、としている。
- 23 前掲・拙稿「天和元年の越後国高田城受け取りについて」。
- 24 前掲・拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」。
- 25 前掲・北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」。
- 26 「上着」とは、他の地方から上方地方へ到着することを意味するが(『日本国語大辞典(第二版)』7巻、小学館、2001年、198頁)、この場合は、京都へ到着することを指すと考えられる。
- 27 前掲『徳川実紀』4編(571頁)。
- 28 『武家厳制録』の目次では210号について5月28日とするが、その根拠は不明であり、内容的に見て5月28日と考えると日付的に遅すぎるように思われる。

- 29 在番大名ではないが、城受け取り大名である松平忠房関係史料の前掲「丹後国宮津城請取書付」には、「丹後守殿宮津城有銀」として、その内訳の記載とともに惣銀 2655 貫 578 匁（金にして 4 万 4259 両 2 分と銀 8 匁 3 分）と記録されている。よって、在番大名だけではなく城受け取り大名も城内にある金銀の調査をおこなったことがわかる。
- 30 前掲「青山家譜」の城引き渡し当日（6 月 5 日）の記載では、將軍黒印状のほかに老中下知状も宛所の記載がある大名へ渡した、としている。
- 31 前掲「青山家譜」では、6 月 4 日（城引き渡し前日）の晩に城受け取り大名が宮津へ入った、としているが、6 月 4 日の深夜（つまり、時間的に正確には 6 月 5 日の未明）に宮津に入ったと解釈した方が妥当であると考えられる。
- 32 『厳制録』215 号には、老中下知状について、「下知状之趣承届」と記されているので、上使が読み聞かせただけ、というようにも解釈できるが、前掲『青山家譜』では、黒印状と老中下知状を読ませて宛所の城受け取り大名、在番大名へ渡した、としているので老中下知状も渡されたと理解したい。
- 33 『令条』545 号。
- 34 『国史大辞典』4 卷（吉川弘文館、1984 年、1059 頁の江戸幕府軍役〔寛永 10 年 2 月〕の表）。
- 35 関係史料としては、寛文 6 年 5 月日付の軍法（23 ヶ条の「條々」）などを収録した「御備押定大概」があり（「御備押定大概」、『小浜市史』藩政史料編 1、小浜市役所、1983 年、529～541 頁）、「御備押定大概」の末尾には後筆で「右者、寛文六丙午年五月、忠直君宮津城受取御扣被蒙仰、其砌御手宛扣」と記されている。
- 36 前掲『徳川実紀』4 編（618、622 頁）。この場合の姫路城受け取りは大名改易によるものではなく、通常の転封によるものである。
- 37 前掲・拙稿「天和元年の越後国高田城受け取りについて」。
- 38 『岩波日本史辞典』（岩波書店、1999 年、165 頁、大目付の項）。『国史大辞典』2 卷（吉川弘文館、1980 年、709 頁）、『日本史大事典』1 卷（平凡社、1992 年、1119 頁）でも同様の指摘がされている。前掲『国史大辞典』2 卷（709 頁）では、江戸時代中期以降、大名を監視する監察官としての本来の性格が次第に失われ、各藩への法令伝達や大名の江戸城内における席次・礼法の取締りなどにあたる式部官的な傾向が強くなった、としている。
- 39 このメンバー構成の時代的推移以外に、城受け取り大名、在番大名の役負担の時代的推移については、半役、或いは、3 分の 2 役から時代の経過とともに 3 分の 1 役に変化する、という仮説も想定しているが、この点も今後より多くの事例と比較検討して結論を出す必要がある。
- 40 『厳制録』206 号（5 月 10 日付の宮津城在番を命じる老中奉書）には九鬼隆昌について、「是ハ此節在江戸ニ依て不及奉書」と記されていて、江戸にいたために老中奉書が発給されなかったことがわかる。宮津城の城受け取り大名、在番大名の中で九鬼隆昌だけが 5 月 10 日の時点

- で江戸にいたことは、同日に將軍家綱に拝謁して暇を与えられたのが城受け取り大名、在番大名の中では九鬼隆昌だけであった(前掲『徳川実紀』4編、571頁)ことから確認できる。
- 41 在番大名については、備中松山藩主水谷勝宗(～寛文6年11月)、備後三次藩主浅野長治(寛文6年12月～同7年6月)、石見津和野藩主亀井茲政(寛文7年7月～同8年5月15日)、但馬出石藩主小出吉重(寛文8年5月16日～同9年5月6日)の各大名であった点が指摘されている(『宮津市史』絵図編〔解説〕、宮津市役所、2005年、67頁)。このように在番期間は、浅野長治は約半年、亀井茲政は11ヶ月弱、小出吉重は約1年ということになる。なお、「寛政重修諸家譜」(小出吉重の項)には、小出吉重が寛文6年に宮津城受け取りに行ったと記されているが(『新訂寛政重修諸家譜』第15、続群書類従完成会、1965年、8頁)、寛文6年に宮津城受け取りに行ったのは園部藩主小出吉親であり出石藩主小出吉重ではないので、同9年の小出吉重の宮津城在番と混同したものと思われる。
- 42 寛文6年10月～同9年5月における宮津目付のそれぞれの就任と離任は表9のようになり、それぞれ約半年交代であったことがわかる。
- 43 前掲・谷口眞子『赤穂浪士の実像』(60頁)。

【付記】

宮津城在番時代(寛文6年6月～同9年5月)における同城修復の絵図としては、寛文7年の宮津城修復絵図(宮津市歴史資料館蔵)がある(『宮津市史』絵図編〔絵図集〕、宮津市役所、2005年、37頁)。

『宮津市史』絵図編(解説)(宮津市役所、2005年、67～69頁。この部分の執筆は吉田敏弘氏である)によれば、この絵図には関連文書7通が付属しており、その中の寛文7年10月の宮津目付久保勝周・倉橋尚政と宮津城在番亀井茲政の連署による請書案(同年9月25日付の老中覚書が宮津へ届いたことに対する請書)では、①宮津城中での破損箇所は絵図(中)に記して、(他に)覚書を作成し、5月16日付で(老中へ)提出したが、これ以後大破にならないように「軽修覆」を申し付けるべきこと、②本丸・二の丸については諸々の通りは塀があってしかるべきなので、塀が倒れたところは新規に塀を申し付けるべきこと、③本丸には櫓が多くあり、(櫓が)大破に及んだところや櫓がなくても支障がないところは(櫓を)解体し、その跡に塀を掛けるべきであるとのことなので、再び見分し絵図に記して(老中へ)提出すべきこと、④二の丸・三の丸・惣曲輪の橋については掛け直しすべきなので、修復するところや新規に掛け直しするところがあっても再度(老中へ)伺う必要はなく、申し付けるべきこと、⑤本丸・二の丸・三の丸の櫓門(「門櫓」)とその柵形の塀破損の箇所は修復を申し付けるべきこと、⑥以上の破損箇所は規模が大きいため、年内に「足材木」(修復のための用材という意味か)を出させ、来年の良い時分に遣わすように申し付けるべきこと、などの諸点について老中から指示があったので、詳しく詮議をして再度(宮津目付、宮津城在番から老中へ)申し上げることが記されている。

このように、塀や橋の修復が中心で、本丸の不用な櫓は解体することを指示するなど、全体的に簡略化する傾向が窺われ、まさに「軽修覆」であったことがわかる。なお、『宮津市史』絵図編（解説）では、上記③について、「櫓の修復箇所に関して、再度見分のうえ、絵図に記して差し出す旨が述べられている」と解釈しているが、この内容は櫓の修復ではなく櫓の解体についての老中の指示を記したものであるので、この解釈については訂正が必要であろう。

※前掲『宮津市史』絵図編における宮津城修復絵図については、畠田徹氏より御教示をいただいたので謝意を表する次第である。

表1

丹後国宮津城受け取り関係の諸役（寛文6年）

（「青山家譜」より）

上使	青山幸利（摂津尼崎藩主。幕府の奏者番）…知行高4万8000石 ^(注1) 。 役高不明（3分の2役に近似か？ ^(注2) ）
副使	黒川正直（幕府の大目付）…知行高500石 ^(注3) 。役高不明。
本丸受け取り	松平康信（丹波篠山藩主）…知行高5万石。 役高3万石→3分の2役に近似
二の丸受け取り	松平忠房（丹波福知山藩主）…知行高4万5900石余 ^(注4) 。 役高3万石 ^(注5) →3分の2役に近似
三の丸受け取り	小出吉親（丹波園部藩主）…知行高2万6700石余。 役高2万石 ^(注6) →3分の2役に近似
在番（本丸・二の丸）	水谷勝宗（備中松山藩主）…知行高5万石。役高4万石→5分の4役
在番（三の丸）	九鬼隆昌（摂津三田藩主）…知行高3万6000石。 役高3万石→5分の4役に近似
目付	能勢頼宗（幕府の使番）、西尾政氏（幕府の使番）
勘定方	雨宮忠俊、金丸重久、長谷川正清、河合甚五兵衛 ^(注7)
代官	中村杳右衛門、藤林雅良、猪飼次郎兵衛

※上表は、「青山家譜」（『宮津市史』史料編2巻、宮津市役所、1997年、163～164頁）の記載内容をもとに作成した。

※藩名、及び、3分の2役に近似などの役表示については史料の記載にはないが、上表の作成にあたり追加して記載した。

（注1）青山幸利の知行高は『新訂寛政重修諸家譜』第12（続群書類従完成会、1965年、94頁）により補足して記載した。

（注2）青山幸利の役高は「青山家譜」には記載されていないが、宮津へ赴いた青山家家臣の軍役装備を合計すると、鉄砲153挺、弓20張、鎗70本、持鎗7本である（「青山家譜」、前掲『宮津市史』史料編2巻、166～167頁）。この中の弓20張、鎗70本という装備は、寛永10年の幕府軍役規定（『国史大辞典』4巻、吉川弘文館、1984年、1059頁の江戸幕府軍役〔寛永10年2月〕の表）では3万石の軍役規定と合致する。よって、青山幸利の役高は3分の2役（3万2000石）に近似したものであったと考えられる。

（注3）黒川正直の知行高は『新訂寛政重修諸家譜』第10（続群書類従完成会、1965年、127頁）により補足して記載した。

（注4）「青山家譜」では松平忠房の知行高を3万石としているが、『新訂寛政重修諸家譜』第1（続群書類従完成会、1964年、161頁）により、4万5900石余に訂正した。

（注5）「青山家譜」には松平忠房の役高は記載されていないが、「武家厳制録」（『近世法制史料叢書』3、創文社、1959年、83頁）により補足して記載した。

(注6) 「青山家譜」には小出吉親の役高は記載されていないが、「武家厳制録」（前掲『近世法制史料叢書』3、83頁）により補足して記載した。

(注7) 川井某甚^(マ マ)五兵衛について、『新訂寛政重修諸家譜』第15（続群書類従完成会、1965年、329～330頁）には、「寛文六年、京極丹後守高国が領地を収めらるゝのとき、五月十日仰をうけたまはりて丹後国宮津城におもむき、郷村をうけとる」と記されているので、勘定方が大名改易の際に現地へ派遣されたのは、郷村の受け取りのためであったことがわかる。

表2

上使青山幸利の宮津城受け取りのプロセス

【寛文6年】

〔「青山家譜」より〕

5月3日	宮津藩主京極高国が改易される。
5月4日	上使、副使、目付、宮津城受け取り大名、宮津城在番大名などが決定した。上使には青山幸利（摂津尼崎藩主。幕府の奏者番）、宮津城受け取り大名には、松平康信（本丸受け取り）、松平忠房（二の丸受け取り）、小出吉親（三の丸受け取り）が命じられた。
5月10日	青山幸利が登城して將軍家綱より黒印状、老中下知状が渡された。そして、国許の尼崎へ赴くための暇が与えられた。
5月12日	青山幸利が江戸を発駕した。
5月19日	青山幸利の旅宿（四日市）へ宮津より京極高国の家老が使者を遣わした。この時、宮津城を渡すようにという京極高国の書状を青山幸利に対して要求した。
5月21日	青山幸利が大津（近江）へ到着し、すぐに上京して伏見奉行兩宮正種と会う。この日の夕方、京都において、青山幸利が宮津から来た使者と会い、上使が宮津へ入ったならば城を渡すべき旨の京極高国の書状を高国の近習が（江戸において）提出した、という説明を受ける。
5月22日	青山幸利が京都所司代牧野親成の屋敷において、京都へ到着した城受け取り大名（松平康信、松平忠房、小出吉親）と諸事について申し合わせた。同日の昼に京都を発駕し、伏見から乗船して、同日夜の子刻（深夜12時頃）に居城の尼崎城に入城した。
5月23日	京極高国の宮津城開城を指示する書状が宮津へ到着した、という旨の注進が宮津の家老から青山幸利に対してあった。
5月27日	青山幸利が尼崎を発駕し、同日の戌の刻（午後8時頃）に京都へ到着した。その時、淀まで出迎えた京極高国の家老2人と会う。
5月28日	京都の黒川正直（副使）の旅宿で、青山幸利と目付衆、勘定衆が会って用談をおこなった。宮津から来た京極高国の家老2人を呼び、諸事について申し渡した。宮津城受け取りの時刻と宮津城下での宿割のことについて、城受け取り大名と在番大名の家臣に申し含めた。青山幸利が京都所司代牧野親成のところへ行った。
5月29日	青山幸利が京都を発駕して宮津へ向かった。
6月3日	青山幸利が河守（丹後）に至り、同地で宿泊した。この日、副使の黒川正直も同地に宿泊し、目付の能勢頼宗、西尾政氏もこの日に同地へ到着した。
6月4日	この日の晩、城受け取りの諸大名が段々と宮津へ入った。青山幸利が目付衆と一緒に（宮津城下の）絵図を見て、宿割のことを相談した。
6月5日	宮津城受け取り。
6月27日	松平康信が本丸を引き払った。
6月28日	松平忠房が二の丸を、小出吉親が三の丸をそれぞれ引き払った。
6月29日	青山幸利と黒川正直が宮津を引き払った。

7月 3日	青山幸利が（江戸への帰途）上京して京都所司代牧野親成と会った。
7月 4日	青山幸利が京都を発駕して江戸へ向った。
7月14日	青山幸利が江戸へ到着した。
7月16日	黒川正直が江戸へ到着した。
7月18日	青山幸利が江戸城へ登城して、将軍家綱、及び、老中へ宮津のことについて報告した。
7月28日	青山幸利が将軍家綱より、国許の尼崎へ赴く暇を与えられた。
8月12日	青山幸利が尼崎へ赴くため江戸を発駕した。
8月28日	青山幸利が尼崎へ到着して帰城した。

※上表は、「青山家譜」（『宮津市史』史料編2巻、宮津市役所、1997年）の記載内容をもとに作成した。

表3

宮津城へ籠城する意思表示をした家臣と籠城の理由

〔宮津籠城之事〕より

No	氏名	格	知行高	籠城の理由	種別	親族関係
1	落合主税之助	家老	不明	京極高国の開城を指示する書状がないため	A	
2	中江民部	家老	不明	同上	A	
3	沢図書	家老	不明	同上	A	
4	伊木七郎右衛門	家老	不明	同上	A	
5	磯屋助左衛門	家老	不明	同上	A	
6	熊谷次郎兵衛	物頭	500石	家老の説明を聞き、尤もであると一番に同心した	B	
7	河落長左衛門	物頭	300石	同上	B	
8	板橋安左衛門	中小姓	50石	京極高国の開城を指示する書状がないため	A	
9	久保田源右衛門	物頭	700石	城を渡しては、中々侍が立たない	C	
10	西川又左衛門	物頭	不明	中江民部が籠城すれば共に果てる	D	中江民部の聲
11	井上五郎左衛門	物頭	200石	御恩のため	F	
12	日下部三郎兵衛	馬廻	200石	義理には背き難い	F	
13	白井重兵衛	馬廻	200石	新参ではあるが、争って違背すべきである	W	
14	米村正右衛門	馬廻	200石	(籠城は)尤もである	W	
15	河合弥五右衛門	不明	200石	(籠城は)尤もである	W	
16	西川伝左衛門	不明	無足	親である西川又左衛門が籠城すれば共に果てる	D	西川又左衛門の子
17	小幡勘右衛門	不明	無足	同姓(小幡)の市郎右衛門が籠城すれば共に果てる	D	小幡市郎右衛門の同族
18	落合龜之丞	不明	無足	親である落合主税之助が籠城するから	D	落合主税之助の子
19	山田才兵衛	馬廻	100石	(籠城は)尤もである	W	
20	馬場甚五兵衛	横目	200石	御恩の山々は忘れ難い	F	
21	西脇甚五兵衛	町奉行	250石	御情の山々は忘れ難い	F	
22	天野佐次右衛門	馬廻	150石	侍は死すべきところで死なないと天道の罰を逃れ難い	C	
23	天野兵左衛門	不明	無足	同姓(天野)の佐次右衛門が籠城するから	D	天野佐次右衛門の同族
24	磯屋藤十郎	中小姓	50石	親である(磯屋)助左衛門と同様	D	磯屋助左衛門の子
25	不破権兵衛	物頭	300石	侍の作法であるので是非に及ばず	C	
26	沢八郎右衛門	横目	300石	親である(沢)図書が籠城するから	D	沢図書の子
27	沢正之助	馬廻	200石	同上	D	沢図書の子
28	三田村徳右衛門	馬廻	200石	是非籠城すべきである	W	
29	寺尾源之丞	横目	不明	士の望むところであり、日頃の弓をこの時に役に立てるべきと喜びは大きい	E	
30	小嶋七郎左衛門	勘定奉行	200石	日頃の御恩は忘れ難く、望むところである	F	
31	伊藤三郎右衛門	横目	200石	年寄りであるが、行き掛けの駄賃として籠城する	W	
32	小島半左衛門	不明	50石	親である(小島)次郎太夫の指図次第である	D	小島次郎太夫の子
33	大橋平之丞	不明	70石	御下知には背くことができない	W	
34	高田金兵衛	代官	50石	度々忝く忘れ難い	F	
35	武見次郎太夫	目付	150石	御取立てに預かったうちは、自分は一番に討死するつもりである	F	
36	都筑九左衛門	不明	150石	一族が一人も参加しないのは恥ずかしいが、自分は(籠城は)尤もである(と考える)	W	
37	伊藤又右衛門	不明	無足	親である(伊藤)七郎右衛門の指図次第である	D	伊藤七郎右衛門の子
38	若松喜六	与力	不明	以下の4人の与力は誓詞によって家老落合主税之助に籠城すべきであると申し入れた	W	
39	安武覚之丞	与力	不明	同上	W	
40	津田善太夫	与力	不明	同上	W	
41	氏名不詳	与力	不明	同上	W	

※上表は、「丹後国宮津城請取書付」（『宮津市史』史料編2巻、宮津市役所、1997年）に記載されている「宮津籠城之事」の記載内容をもとに作成した。

【凡例】

A…京極高国の開城を指示する書状が届かないことを理由とする	6人
B…家老の説明に同意したことを理由とする	2人
C…武士道精神としての立場を理由とする	3人
D…同族とともに籠城することを理由とする	10人
E…武功を示したいことを理由とする	1人
F…封建的主従関係（御恩と奉公）を理由とする	7人
W…その他の理由（特に理由の説明がないものも含む）	12人

※上記のA～Wを人数の多い順にソートをかけると以下のようなになる。

W…その他の理由（特に理由の説明がないものも含む）	12人
D…同族とともに籠城することを理由とする	10人
F…封建的主従関係（御恩と奉公）を理由とする	7人
A…京極高国の開城を指示する書状が届かないことを理由とする	6人
C…武士道精神としての立場を理由とする	3人
B…家老の説明に同意したことを理由とする	2人
E…武功を示したいことを理由とする	1人

表4

※表4は、表3について知行高の多い順にソートを行ったものである。
ただし、家老の知行高は不明であるが最上位に位置付けた。

No.	氏名	格・職	知行高	籠城理由の種別
1	落合主税之助	家老	不明	A
2	中江民部	家老	不明	A
3	沢凶書	家老	不明	A
4	伊木七郎右衛門	家老	不明	A
5	磯屋助左衛門	家老	不明	A
9	久保田源右衛門	物頭	700石	C
6	熊谷次郎兵衛	物頭	500石	B
7	河落長左衛門	物頭	300石	B
25	不破権兵衛	物頭	300石	C
26	沢八郎右衛門	横目	300石	D
21	西脇甚五兵衛	町奉行	250石	F
11	井上五郎左衛門	物頭	200石	F
12	日下部三郎兵衛	馬廻	200石	F
13	白井重兵衛	馬廻	200石	W
14	米村正右衛門	馬廻	200石	W
15	河合弥五右衛門	不明	200石	W
20	馬場甚五兵衛	横目	200石	F
27	沢正之助	馬廻	200石	D
28	三田村徳右衛門	馬廻	200石	W
30	小嶋七郎左衛門	勘定奉行	200石	F
31	伊藤三郎右衛門	横目	200石	W
22	天野佐次右衛門	馬廻	150石	C
35	武見次郎太夫	目付	150石	F
36	都筑九左衛門	不明	150石	W
19	山田才兵衛	馬廻	100石	W
33	大橋平之丞	不明	70石	W
8	板橋安左衛門	中小姓	50石	A
24	磯屋藤十郎	中小姓	50石	D
32	小島半左衛門	不明	50石	D
34	高田金兵衛	代官	50石	F
16	西川伝左衛門	不明	無足	D
17	小幡勘右衛門	不明	無足	D
18	落合亀之丞	不明	無足	D
23	天野兵左衛門	不明	無足	D
37	伊藤又右衛門	不明	無足	D
10	西川又左衛門	物頭	不明	D
29	寺尾源之丞	横目	不明	E
38	若松喜六	与力	不明	W
39	安武覚之丞	与力	不明	W
40	津田善太夫	与力	不明	W
41	氏名不詳	与力	不明	W

表5

『御当家令条』及び『武家厳制録』に記載されている宮津城受け取りに関する文書

『御当家令条』巻35 (近世法制史料叢書第2) (261～264頁)

文書番号	内容	年月日	発給者→宛所	備考
540号	京極高広の訴状	寛文6年4月日	京極高広→御奉行所	
541号	京極高国改易についての申渡書	寛文6年5月3日	(老中カ→京極高国カ)	
542号	京極高国の書状	(寛文6年) 5月7日	京極高国→家老5名	(注1)
543号	宮津城受け取り大名等の覚	—	—	
544号	上使に対する將軍黒印状	寛文6年5月10日	(將軍家綱) →上使中	
545号	上使に対する老中下知状	寛文6年5月10日	老中4名・大老2名 →上使中	

『武家厳制録』巻19 (近世法制史料叢書第3) (80～90頁)

195号	京極高広の訴状	(寛文6年4月カ)	(京極高広→御奉行所カ)	
196号	京極高国の罪科を申し渡した覚	(寛文6年5月3日カ)	(老中カ→京極高国カ)	
197号	評定所での役人衆列座の覚	(寛文6年5月3日カ)	—	
198号	京極高国の子息・息女の預かりの覚	(寛文6年5月) 4日	—	
199号	京極高国改易についての申渡書	(寛文6年) 5月3日	(老中カ→京極高国カ)	(注2)
200号	京極高国の書状	(寛文6年) 5月6日	京極高国→家老4名	(注3)
201号	宮津城受け取りの役人衆の覚	(寛文6年5月10日カ)	(老中カ→上使等カ)	
202号	上使に対する將軍黒印状	寛文6年5月10日	(將軍家綱) →上使中	(注4)
203号	上使に対する老中下知状	寛文6年5月10日	老中・大老等→上使中	(注5)
204号	城受け取り大名に対する將軍黒印状	寛文6年5月10日	(將軍家綱)→松平康信・ 松平忠房・ 小出吉親	
	在番大名に対する將軍黒印状	寛文6年5月10日	(將軍家綱)→(水谷勝宗・ 九鬼隆昌)	
205号	城受け取り大名に対する老中奉書	(寛文6年) 5月10日	老中4名→松平康信	
	城受け取り大名に対する老中奉書	(寛文6年) 5月10日	老中4名→松平忠房	
	城受け取り大名に対する老中奉書	(寛文6年) 5月10日	老中4名→小出吉親	
206号	在番大名に対する老中奉書	(寛文6年) 5月10日	老中4名→水谷勝宗・ 九鬼隆昌	
207号	在番大名に対する老中奉書	(寛文6年) 5月10日	(老中4名カ) →水谷勝宗	
	在番大名に対する老中奉書	(寛文6年) 5月10日	(老中4名カ) →九鬼隆昌	

208号	城受け取り大名に対する老 中奉書 城受け取り大名に対する老 中奉書 城受け取り大名に対する老 中奉書	(寛文6年) 5月11日 (寛文6年) 5月11日 (寛文6年) 5月11日	(老中4名カ) →松平康信 (老中4名カ) →松平忠房 (老中4名カ) →小出吉親	
209号	丹後宮津への道筋の覚	(寛文6年5月10日・ 11日)	(老中→松平康信等)	(注6)
210号	青山幸利の伺いとそれに対 する指図	(寛文6年5月4日～9 日カ)	(青山幸利→老中カ) (老中カ→青山幸利)	
211号	城受け取り大名に対する老 中奉書	(寛文6年) 5月28日	(老中) →松平康信・松平 忠房・小出吉親	
212号	副使・目付に対する老中奉 書	(寛文6年) 5月日	(老中) →黒川正直・能勢 頼宗・西尾政氏	
213号	上使・副使・目付に対する 老中奉書	(寛文6年) 6月8日	(老中) →青山幸利・黒川 正直・能勢頼宗・ 西尾政氏	
214号	上使・副使・目付に対する 老中奉書	(寛文6年) 6月11日	(老中) →青山幸利・黒川 正直・能勢頼宗・ 西尾政氏	
215号	城受け取り大名と在番大名 に対する老中奉書	(寛文6年) 6月11日	(老中) →松平康信他4名	
216号	宿次の証文	寛文6年6月日	老中4名→右宿中	(注7)
217号	宿次の証文	寛文6年月日	牧野親成→右宿中	
218号	京極高国家臣(籠城反対派) の書状	(寛文6年5月14日カ)	京極高国の家臣21名 →松平忠房の家老中・ 小出吉親の家老中	
219号	京極高国家臣(籠城反対派) の書状	(寛文6年) 5月14日	京極高国の家臣11名 →松平忠房の家老中・ 小出吉親の家老中	
220号	京極高国家臣(籠城同心派) の覚	(寛文6年5月13日カ)	京極高国の家臣55名の連 署	

(注1) 書状の内容は、家老に対して開城を指示したものである。

(注2) 『御当家令条』541号とほぼ同文である。

(注3) 『御当家令条』542号とほぼ同文である。書状の内容は、家老に対して開城を指示したものである。『御当家令条』542号の案文と推測される。

(注4) 『御当家令条』544号とほぼ同文である。

(注5) 『御当家令条』545号とほぼ同文である。

(注6) この史料は、『武家厳制録』207号、208号に関連する史料である。

(注7) この証文は10通が青山幸利に渡された。

表6

上使青山幸利の伺いとそれに対する回答

〔武家厳制録〕210号文書より）

	伺いの内容	回答内容
1	宮津城受け取りの日限について	6月5日に宮津へ到着して城を受け取るべきこと
2	城受け取り衆の道筋は、三口より行くべきか？	福知山通りは上使、松平忠房、小出吉親、田辺通りは松平康信、九鬼隆昌、但馬通りは水谷勝宗が行くべきこと
3	城受け取りの時、（青山幸利も）宮津へ同日に行くべきか？	6月5日とする。（城受け取りの）刻限については青山幸利より指示すべきこと
4	武具等の改めのことは在番（大名）の家臣に申し付けるべきか？	在番（大名）の水谷勝宗、九鬼隆昌の家臣が立ち会って改め、面帳・道具はそのまま蔵へ入れ置き、帳面1冊を目付衆へ渡すべきこと
5	金銀銭はだれに改めさせ、どのように申し付けるべきか？	水谷勝宗、九鬼隆昌の家臣が立ち会って改め、（金銀銭は）蔵へ入れ置き、員数を目録に書き記して、目付衆へ帳（面）1冊を渡すべきこと
6	道中の人馬・兵糧等は、御領・私領共に（幕府から）申し付けるのか？	御領・私領へ（幕府から）触れること（とする）
7	侍と百姓共の出入りについては、だれが申し付けるべきか？	青山幸利と目付が立ち会って相談し、申し付けるべきこと
8	昨日申し渡された路銀のことは、すべて知行高に割り付けて渡すべきか？	知行収納分は高に応じ、路銀は切米取にも相応に渡すべきこと
9	諸色の借物に関する侍・百姓の出入りについては、昨日の御指図のようにはかって申し付けるべきか？	青山幸利が目付へ聞いて申し付けるべきこと
10	宿継証文は（必要分の）数を申し受け、目付衆と勘定衆のものも一緒に受け取るべきか？	青山幸利へ渡すので、残りの分（の宿継証文）は発足の時に目付衆へ渡すべきこと
11	今回の上使の御用が終了して段々に帰る（時の）順序について	松平康信、松平忠房、小出吉親の順に（それぞれの曲輪の）番所を（在番大名に）渡して、（宮津を）発足するように申し渡すべきこと ^{（注1）}
12	代官衆は扶持方等を渡すので、勘定衆と代官衆が同道して1日先に行ってはどうか？	書面の通りに申し渡すこと
13	宮津城の受け取り衆、在番衆の家中の宿割については、家臣を呼び（文脱カ）、青山幸利の家臣に申し付け宿を割らせるべきか？	書面の通りにすべきこと
14	宮津城受け取りの方法について	3人の受け取り衆の人数を最寄りの所々に置き、京極高国の家臣は番の者を少々残し置き、（他の）城内にいる（京極高国の）家臣をすべて城下へ出し、（京極高国家臣の中から）家老・役人だけを連れて青山幸利が本丸へ行き、（本丸で）黒印状と老中下知状を読み聞かせ、宛所の面々へ黒印状を渡して、そのうえで段々に（各城門の）番所を引き渡すべきこと

（注1）松平康信は本丸、松平忠房は二の丸、小出吉親は三の丸をそれぞれ受け取ったので、本丸→二の丸→三の丸という順番で、城受け取り大名から在番大名への引き渡しがおこなわれる予定であったことがわかる。

表7

寛文6年の宮津城受け取りにおける城受け取り大名、在番大名の軍役装備

城受け取り大名 ・在番大名	旗	鉄砲	弓	長柄鎗	士	物頭	持筒	持弓	大筒
松平康信★ 役高3万石	10本	120挺	60張	100本	80騎	15人	50挺	50挺 ^(ママ)	5挺
松平忠房★ 役高3万石	—	215挺	—	90本	85騎	19人	—	—	3挺
小出吉親★ 役高2万石	—	150挺	—	70本	80騎	15人	—	—	20挺
水谷勝宗■ 役高4万石	8本	150挺	—	17本 <small>(注1)</small>	65騎	13人	—	—	—
九鬼隆昌■ 役高3万石	8本	185挺	—	60本	50騎	9人	—	—	2挺

【凡例】 ★…城受け取り大名、 ■…在番大名

※上表は、「青山家譜」(『宮津市史』史料編2巻、宮津市役所、1997年、164頁)の記載内容をもとに作成した。

(注1) 70本の誤記か。

表8
改易大名の城受け取りに派遣されたメンバー構成の比較

派遣メンバーの構成	宮津城受け取り (寛文6年)	島原城受け取り (寛文8年)	高田城受け取り (天和元年)	糸魚川城受け取り (天和元年)	津山城受け取り (元禄10年)	赤穂城受け取り (元禄14年)	松本城受け取り (享保10年)
上使	★1名	★1名	★2名 ^(注1)	—	★1名	—	—
副使	■1名	—	—	—	—	—	—
目付	●2名	●▼◆3名	●◎3名	●1名	●◆○3名	●▼2名	●▼2名
城受け取り大名	3名	2名	3名	1名	2名	2名	1名
在番大名	2名	1名	2名	—	1名	1名	1名
勘定方	4名	2名	2名	—	—	—	—
代官	3名	2名	1名	—	3名	2名	人数不明
合計	16名	11名	13名 ^(注2)	2名	10名	6名 ^(注3)	3名以上 ^(注4)

【凡例】記号については、次のように幕府での各役職を示す。

★…奏者番、■…大目付、●…使番、▼…書院番、◆…目付、○…小姓組、◎…大番

(注1) 上使2名のうち1名は奏者番である。

(注2) これ以外に、大目付1名、勘定奉行1名、勘定頭1名も高田へ派遣された。

(注3) 城受け取り大名2名のうち1名と在番大名1名は同一大名である。

(注4) 城受け取り大名1名と在番大名1名は同一大名である。

〈参考文献〉

長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて—平戸藩による島原城受け取りを例に—」(織豊期研究会第43回報告会での発表レジュメ、2005年9月20日、於：愛知県中小企業センター)。拙稿「天和元年の越後国高田城受け取りについて」(『史学論叢』37号、別府大学史学研究会、2007年)。拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」(『史学論叢』36号、別府大学史学研究会、2006年)。生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察—受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造—」(『日本建築学会論文集』523号、日本建築学会、1999年)。北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」(『松代—真田の歴史と文化—』3号、真田宝物館編集、長野市教育委員会松代藩文化施設管理事務所発行、1990年)。

表9

宮津城受け取りのタイムテーブル

【寛文6年】

4月	▼京極高広の訴状	令条 540号
4月カ	▼京極高広の訴状	厳制録 195号
5月3日	宮津藩主京極高国が改易される。 ▼京極高国改易についての申渡書	青山家譜 令条 541号 厳制録 199号
5月3日カ	▼京極高国の罪科を申し渡した覚	厳制録 196号
5月4日	上使、副使、目付、宮津城受け取り大名、宮津城在番大名などが決定した。	青山家譜
5月4日～ 9日カ	▼青山幸利の伺いとそれに対する指図	厳制録 210号
5月6日	▼開城を指示する京極高国の書状	厳制録 200号
5月7日	▼開城を指示する京極高国の書状	令条 542号
5月10日	青山幸利が登城して將軍家綱より黒印状、老中下知状が渡された。そして、 国許の尼崎へ赴くための暇が与えられた。 黒川正直、能勢頼宗、西尾政氏、九鬼隆昌も將軍家綱に拝謁して暇が与えられた。 ▼上使に対する將軍黒印状（5ヶ条の條々） ▼上使に対する老中下知状（9ヶ条の條々） ▼城受け取り大名に対する將軍黒印状（5ヶ条の條々） ▼在番大名に対する將軍黒印状（5ヶ条の條々） ▼城受け取り大名に対する老中奉書（宮津城受け取りを命じる） ▼城受け取り大名に対する老中奉書（6月5日宮津到着を指示） ▼在番大名に対する老中奉書（宮津城在番を命じる） ▼在番大名に対する老中奉書（6月5日宮津到着を指示） ▼開城を指示する京極高国の書状	青山家譜 徳川実紀 令条 544号 厳制録 202号 令条 545号 厳制録 203号 厳制録 204号 厳制録 204号 厳制録 205号 厳制録 208号 厳制録 206号 厳制録 207号 宮津城請取書付
5月10日カ	▼宮津城受け取りの役人衆の覚	厳制録 201号
5月12日	青山幸利が江戸を発駕した。	青山家譜
5月13日	この日の夜中、京極高国の家老5人が宮津城にすべての家臣300人を招集して籠城について呼び掛ける。	宮津城請取書付
5月14日カ	▼京極高国家臣（籠城反対派）の連署状（籠城反対派の家臣が城受け取り大名の家老に対して籠城に同心しない旨を急報した）	厳制録 218号
5月14日	京極高国の家老5人が再び全家臣を招集し、上使青山幸利に対して使者を遣わして開城を指示する京極高国書状を取ってもらうように願い出ることを説明した。 ▼京極高国家臣（籠城反対派）の連署状（籠城反対派の家臣が城受け取り大名の家老に対して、京極家の家老5人が青山幸利へ使者を出したことを急報した）	厳制録 219号 厳制録 219号
5月16日	この日の夜、開城を指示する京極高国書状を京極高国の近習が提出したことを記した5月7日付の書状が宮津へ届いた（これにより籠城は取り止めになる）。	青山家譜
5月19日	青山幸利の旅宿（四日市）へ宮津より京極高国の家老が使者を遣わした。この時、宮津城の開城を指示する京極高国の書状を青山幸利に対して要求した。 ▼城受け取り大名3名が老中に対して書状を出す	青山家譜 厳制録 211号
5月20日	開城を指示する京極高国の書状（5月10日付）が江戸より宮津へ届いた。	宮津城請取書付
5月21日	青山幸利が大津（近江）へ到着し、すぐに上京して伏見奉行兩宮正種と会う。この日の夕方、京都において、青山幸利が宮津から来た使者と会い、上使が宮津へ入ったならば城を渡すべき旨の京極高国の書状を高国の近習が（江戸において）提出した、という説明を受ける。	青山家譜

5月22日	青山幸利が京都所司代牧野親成の屋敷において、京都へ到着した城受け取り大名（松平康信、松平忠房、小出吉親）と諸事について申し合わせた。同日の昼に京都を発駕し、伏見から乗船して、同日夜の子刻（深夜12時頃）に居城の尼崎城に入城した。 ▼城受け取り大名3名が老中に対して書状を出す（青山幸利との対談の報告か）。	青山家譜 厳制録 211号
5月26日	目付衆が上京した。 ▼上使・副使・目付が老中に対して書状を出す（京都に到着したことの報告か）。	青山家譜 厳制録 213号
5月27日	青山幸利が尼崎を発駕し、同日の戌の刻（午後8時頃）に京都へ到着した。	青山家譜
5月28日	京都の黒川正直（副使）の旅宿で、青山幸利と目付衆、勘定衆が会って用談をおこなった。宮津から来た京極高国の家老2人を呼び、諸事について申し渡した。宮津城受け取りの時刻と宮津城下での宿割のことについて、城受け取り大名と在番大名の家臣に申し含めた。青山幸利が京都所司代牧野親成のところへ行った。 ▼城受け取り大名に対する老中奉書（5月22日に青山幸利と城受け取り大名が相談し、各自が〔宮津へ行く前に〕まず国許へ帰ることを了承） ▼上使・副使・目付が老中に対して書状を出す（京都の黒川正直の旅宿で、青山幸利と目付衆、勘定衆が用談をおこなったことの報告か）。	青山家譜 厳制録 211号 厳制録 213号
5月29日	青山幸利が京都を発駕して宮津へ向かった。 ▼上使・副使・目付が老中に対して書状を出す（青山幸利が京都を発駕したことの報告か）。	青山家譜 厳制録 213号
5月?日	▼副使・目付に対する老中奉書（京都に到着したかどうかを尋ねる）	厳制録 212号
6月3日	青山幸利が河守（丹後）に至り、同地で宿泊した。この日、副使の黒川正直も同地に宿泊し、目付の能勢頼宗、西尾政氏もこの日に同地へ到着した。	青山家譜
6月4日	この日の晩、城受け取りの諸大名が段々と宮津へ入った。	青山家譜
6月5日	宮津城受け取り。 ▼上使・副使・目付が老中に対して書状を出す（宮津城受け取りについての報告） ▼城受け取り大名・在番大名が老中に対して書状を出す（宮津城受け取りについての報告）	青山家譜 厳制録 214号 厳制録 215号
6月8日	▼上使・副使・目付に対する老中奉書（6月5日に宮津城を受け取ったであろうと述べる）	厳制録 213号
6月11日	▼上使・副使・目付に対する老中奉書（6月5日に宮津城を受け取った報告に対する返書。宮津城受け取りの様子を詳しく述べる） ▼城受け取り大名・在番大名に対する老中奉書（6月5日に宮津城を受け取った報告に対する返書。宮津城受け取りの様子を述べる）	厳制録 214号 厳制録 215号
6月23日	この日までに宮津の家中屋敷をすべて空ける予定	青山家譜
6月27日	松平康信が本丸を引き払った。	青山家譜
6月28日	松平忠房が二の丸を、小出吉親が三の丸をそれぞれ引き払った。	青山家譜
6月29日	青山幸利と黒川正直が宮津を引き払った。	青山家譜
7月3日	青山幸利が（江戸への帰途）上京して京都所司代牧野親成と会った。	青山家譜
7月4日	青山幸利が京都を発駕して江戸へ向った。	青山家譜
7月14日	青山幸利が江戸へ到着した。	青山家譜
7月16日	黒川正直が江戸へ到着した。	青山家譜
7月18日	青山幸利が江戸城へ登城して、將軍家綱、及び、老中へ宮津のことについて報告した。	青山家譜
7月28日	青山幸利が將軍家綱より、国許の尼崎へ赴く暇を与えられた。	青山家譜
8月12日	青山幸利が尼崎へ赴くため江戸を発駕した。	青山家譜
8月28日	青山幸利が尼崎へ到着して帰城した。	青山家譜

10月15日	浅野長治(備後三次藩主)が宮津城在番の暇を將軍家綱から与えられた。	徳川実紀
10月28日	使番三宅康永、小姓組榊原政盛が宮津目付に任命され、將軍家綱から暇を与えられた。	徳川実紀
12月15日	使番能勢頼宗、西尾政氏が宮津より帰り、將軍家綱に拝謁した。	徳川実紀

【寛文7年】

4月8日	使番久保勝周、小姓組倉橋尚政が宮津目付に任命され、將軍家綱から暇を与えられた。	徳川実紀
5月28日	三宅康永、榊原政盛が宮津より帰り、將軍家綱に拝謁した。	徳川実紀
7月～	亀井茲政(石見津和野藩主)が宮津城在番を勤める。	寛政重修諸家譜
10月9日	使番天野長重、小姓組井上正貞が宮津目付に任命され、將軍家綱から暇を与えられた。	徳川実紀
11月28日	久保勝周、倉橋尚政が宮津より帰り、將軍家綱に拝謁した。	徳川実紀

【寛文8年】

4月5日	使番大久保長昌、書院番駒木根政武が宮津目付に任命され、將軍家綱から暇を与えられた。	徳川実紀
5月25日	天野長重、井上正貞が宮津より帰り、將軍家綱に拝謁した。	徳川実紀
10月11日	使番渡辺富次、小姓組浅井政尹が宮津目付に任命され、將軍家綱から暇を与えられた ^(注1) 。	徳川実紀
12月1日	大久保長昌、駒木根政武が宮津より帰り、將軍家綱に拝謁した。	徳川実紀

【寛文9年】

2月25日	永井尚政が淀(山城)から宮津へ転封される。	徳川実紀
3月28日	使番柘植正直が宮津城引き渡しを命じられ、將軍家綱から暇を与えられた。	徳川実紀
5月28日	柘植正直、渡辺富次、浅井政尹が宮津より帰り、將軍家綱に拝謁した。	徳川実紀

【凡例】

▼…関係する書状などを示す。

【史料典拠に関する略称等】

令条…「御当家令条」(石井良助校訂『近世法制史料叢書』第2、創文社、1959年)。

厳制録…「武家厳制録」(石井良助校訂『近世法制史料叢書』第3、創文社、1959年)。

青山家譜…「青山家譜」(『宮津市史』史料編2巻、宮津市役所、1997年)。

宮津城請取書付…「丹後国宮津城請取書付」(『宮津市史』史料編2巻、宮津市役所、1997年)。

徳川実紀…『徳川実紀』第4編(新訂増補国史大系)(吉川弘文館、1931年)。『徳川実紀』第5編(新訂増補国史大系)(吉川弘文館、1931年)。

寛政重修諸家譜…『新訂寛政重修諸家譜』第7(続群書類従完成会、1965年)。

(注1)『徳川実紀』寛文8年10月11日条では、使番渡辺富次、小姓組浅井政尹が宮津より帰り、將軍家綱に拝謁した、としているが、この両名が宮津より帰って將軍に拝謁したことは『徳川実紀』寛文9年5月28日条に記されているので、寛文8年10月11日というのは、この両名が宮津目付に任命されて將軍家綱から暇を与えられた日であると考えられる。その証左として、『寛政重修諸家譜』の渡辺富次、浅井政尹に関する記載では、寛文8年10月11日に宮津目付を拜命した、としている(『新訂寛政重修諸家譜』第8、続群書類従完成会、1965年、136頁。『新訂寛政重修諸家譜』第16、続群書類従完成会、1965年、112頁)。

表 10

改易大名の城受け取りに関するタイムテーブルの比較

城受け取りのタイムテーブル	宮津城受け取り (寛文6年)	島原城受け取り (寛文8年)	高田城受け取り (天和元年)	津山城受け取り (元禄10年)	赤穂城受け取り (元禄14年)	松本城受け取り (享保10年)
改易の決定日	5月3日	2月27日	6月26日	8月2日	3月14日	8月27日
上使等の決定日 ^(注1)	5月4日	不明	6月27日	8月3日	3月15日	8月28日
城受け取り日	6月5日	4月27日	7月26日	10月11日	4月19日★	10月5日
城受け取り大名から在番大名に引き渡した日	6月27日 6月28日	5月21日	8月10日	10月14日	4月19日★	10月5日 ^(注3)
上使が現地を発足した日	6月29日	不明	9月3日頃か ^(注2)	10月16日	5月11日★	10月5日

★…本表作成にあたり補足したことを示す。

(注1) 赤穂城受け取り、松本城受け取りの場合、上使ではなく目付である。

(注2) 上使松平信之、秋元喬知は高田より江戸に帰り、9月16日に江戸城で將軍綱吉に拝謁している(『徳川実紀』第5編〈新訂増補国史大系42巻〉、吉川弘文館、1999年、425頁)。上使松平信之、秋元喬知が高田を発足した月日は不明であるが、城受け取り大名の榊原政倫は、8月10日に高田を発足して同月23日に將軍綱吉に拝謁しているため、その日数を考慮すると、上使が高田を発足したのは9月3日頃と推測される。

(注3) この場合、城受け取り大名と在番大名は同一大名(信濃松代藩主真田幸道)であるが、真田幸道は松本城受け取り当日の10月5日に、松本城在番の家臣(在番役人と番士)を残して、国許の松代へ向けて松本を発駕した(北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」、『松代—真田の歴史と文化—』3号、真田宝物館編集、長野市教育委員会松代藩文化施設管理事務所発行、1990年)。

〈参考文献〉

長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて—平戸藩による島原城受け取りを例に—」(織豊期研究会第43回報告会での発表レジュメ、2005年9月20日、於：愛知県中小企業センター)。拙稿「天和元年の越後国高田城受け取りについて」(『史学論叢』37号、別府大学史学研究会、2007年)。拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」(『史学論叢』36号、別府大学史学研究会、2006年)。生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察—受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造—」(『日本建築学会計画系論文集』523号、日本建築学会、

1999年)。北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」(『松代－真田の歴史と文化－』3号、真田宝物館編集、長野市教育委員会松代藩文化施設管理事務所発行、1990年)。